

平成28年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成28年9月2日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 稲垣 誠亮 2番 北村五十鈴
 3番 中塚 尚憲 4番 岩井智恵子
 5番 高橋 繁夫 6番 太田 健一
 7番 野並 享子 8番 東郷 正明
 9番 栢木 進 10番 上杵 種雄
 11番 市木 一郎 12番 山本 剛
 13番 丸山 敬二 14番 鈴木 市朗
 15番 矢野 隆行 16番 梶山 幾世
 17番 坂口 哲哉 18番 河野 司
 19番 立入三千男 20番 欠 員

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	寺田 実好	政策調整部政策監 (地域戦略担当)	大藤 良昭
総務部長 選挙管理委員会書記長	遠藤 伊久也	市民部長	上田 裕昌
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	白井 芳治
教育部長	藤池 弘	政策調整部次長	川端 美香
総務部次長	竹中 宏	広報秘書課長	服部 道和
総務課長	赤坂 悦男		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	立入 孝次	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

- 第1 議席の一部変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(市木一郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、19人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(市木一郎君) 日程第1、議席の一部変更を行います。

所属会派の移動等に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部変更をします。

変更後の議席は配付済みの議席表のとおりです。

変更いたしました議席に移動するため、暫時休憩いたします。

(午前9時01分 休憩)

(午前9時01分 再開)

○議長(市木一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第2)

○議長(市木一郎君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第14番、鈴木市朗議員、第15番、矢野隆行議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長（市木一郎君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

ここで、教育部長より発言を求められておりますので、これを許可します。

教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 議員の皆さん、おはようございます。

昨日の東郷議員の再質問にお答えができていなかったところと答弁内容が不十分であった点を補足させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず1点目ですが、クラブ活動に対する援助員の支給が始まった時期についてお尋ねをいただいた件でございますが、野洲市におきましては、合併時から要綱を定め、支給対象としているところでございます。

2点目でございますが、生徒会費などの地方交付税の算定に関わってのお尋ねをいただいた件でございます。生徒会費、PTA会費等も地方交付税の算定基準になっていることは承知をいたしておりますが、本市におきましては、子どもが伸び伸びと学校生活を送るために、今はスクールカウンセラーなど、教育的に配慮を要する児童・生徒への支援を重視することに重点を置いておりまして、この課題が解決した時点で検討するというところでございますので、どうぞご理解をいただきますようによろしく願いをいたします。

○議長（市木一郎君） 発言順位は昨日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。

順次、発言を許します。

それでは、通告第6号、第4番、岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） 皆さん、おはようございます。第4番、岩井智恵子でございます。

今年は大変な猛暑が続きまして、本当に体のだるい日が多かったかと思いますが、ここに来て、少し秋の気配がしてまいりました。

それでは、私は今回大きく2つに分けて質問をいたします。

まず、市長に2期8年の総括と市長選3期目への抱負についてお伺いいたします。

市長は今会議の開会日に今年10月の市長選3期目を目指して立候補することを表明されました。私はまだ市議会議員として3年足らずであります。その間と、また聞き及んでいることなどを参考に成果について調べてみました。市長はこの2期8年の間、子育て支援をはじめ、高齢化対策、障がい者施策など、福祉、教育から治水や道路の基盤整備にまでわたり、幅広く、またソフトとハード両面から積極的にスピード感のあるまちづくりを進めてこられたと評価しています。

主なことだけでも具体的に挙げてみますと、市政の透明化と財政の健全化、市文化・スポーツ施設の直営化による機能強化と経費の削減、コミュニティーバスの直営化による機能向上と路線拡大、旧東消防署の約3倍の敷地を確保して総合防災拠点と東消防署新築移転を行い、機動性向上が図られました。

一方、野洲駅前私有地買収と駅前通りの無電柱化と街路灯の整備を行い、現在ご承知の(仮称)野洲市民病院整備事業及び周辺整備構想の推進中であります。

また、20年ぶりの市街化区域の大規模拡大による市三宅、四ツ家地先約17ヘクタールの市街化区域編入により、新興住宅として発展しています。

さらには昭和57年の事業化、平成12の都市計画決定以降中断していた国道8号野洲栗東バイパスの整備促進に取り組み、3年間に市内用地買収は約70%にまで進展しています。

債権管理条約とくらし支えあい条例制定に伴う生活困窮者対策と労働支援が進みました。

また、学校では耐震化100%達成と共に、全学校に空調の整備がされました。

学童保育所においても、15カ所の新規整備により定員約500人を倍増の1,080人とし、小学校6年生までを完全に受け入れ、待機児童の解消が図られました。そしてさらには、3つの市立こども園整備と2つの民間保育所支援で定員を140人増しとして、待機児童解消の目処が立ったことです。

以上、まだまだ評価すべき種々実績や途上の政策もありますが、ここで特に注目すべきことは、これらさまざまな課題解決に取り組みながら関係者一丸となって財政の健全化が図られてきたことです。8月19日の全員協議会資料でも示されましたが、市の貯金にあたる財政調整基金が平成19年度末で約14億円でしたが、平成27年度末には約22億円に増加しています。また、借金の比率である公債費比率においても、平成19年度末の15.2%が平成27年度末で12%台に低下しています。こうした事例がその健全化を物語っています。

それは昨日の野並議員の答弁の中でも例えられましたが、安定して飛んでいるかのような飛行機であっても急に落ちることもある。しかし、落ちそうで落ちない飛行機もあるように、一貫して市政の健全化を図ってこられたからではないでしょうか。

つきましては、市長自らの2期8年の総括と3年目への抱負についてお伺いいたします。

○議長(市木一郎君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。

ただいまの岩井議員からの10月の市長選に臨んでの抱負のお問い合わせに対しまして、お答えをいたします。

ただいまは過分にも好評価をいただいた上でお問い合わせをいただきまして、ありがとうございます。

提案理由の場をおかりしまして説明させていただきましたけど、改めて簡単にこれまでの取り組みについてとこれからの抱負についてお話をさせていただきます。

2期8年の間は、市民の皆さんのいろいろな力が合わさって、今もご指摘いただきましたように市政の徹底的な透明化、そして公平で公正というまちづくりを進めてきました。その他、もう列挙しませんけれども、遅れていた施設整備とか耐震化等も進めてきましたし、特に子育て支援では保育所も学童保育も本当に余りにも差があり過ぎるサービス実態でしたので、それもきちっといろいろな協力を得て埋めることができました。

また、これも昭和50年代から課題になっていた駅前の私有地の買収ということも状況がうまく合って進めることができました。

さらには、クリーンセンター、これも大きな課題だったんですけども、これも順調にいったって、この9月に竣工して、10月から稼働ができるようになりましたし、あえて挑戦をいたしました国道8号バイパス、これも8年前にマニフェストに書いたときにはいろいろな人が心配して「失敗することを書かない方がいいよ」と大分言われたんですけども、目の前の渋滞を毎日見ていると、これは何としてもやり遂げないといけないということで、アクションを起こして、いろいろな方の協力があって、先般も国交省で話をしてしまして、「フェニックス、不死鳥のようによみがえった」と申し上げたら、「そうだ」とおっしゃったぐらいに本当にあり得ないと思われていた事業がここまで来ています。

そういった事業に取り組んでまいりましたし、あわせて当初から想定していましたが、ちょうどリーマン・ショックの荒波が来ましたので、財政の健全化もあわせて同時並行で取り組んできました。財政の集中改革プランのときに申し上げましたけども、財政の健全化はやりますけれども、サービスは切りません、落としませんということでやってきた結果がいろいろな施設とかサービスの整備につながったんであると思っています。

ところで、この中で、例えば国8もそうですし、駅前もそうです。そして、クリーンセンターもそうです。過去からの積み残しといいますか、そういった事業がある一方で、この8年間に生じてきた課題として、例えば発達支援の子どもさんたちの支援とか、あるいは学童もそれも近いと思いますが、特にこの8年間の課題は生活困窮者支援、これは前か

ら手が付けられるものではなかったんですが、そういった意味で、時代状況の課題と過去に積み残された課題をあわせて進めてきたのではないかなというふうに思っています。

それと、あえて申し上げるのも何なんですが、異論はあると思いますけども、同和対策事業として進められてきた施策も生活困窮者ですとか発達支援とか特別支援教育の充実という中で実感を得ていただいて、部落差別をおろそかにするとか同和問題をおろそかにするんじゃないし、そういったことを含めて実績の中で新しい人権施策に取り組む方向も皆さん方のご理解で踏み出させていただいたのではないかなというふうに思っております。

これもいずれにしましても、市民、議会、そして現場で働いてくれた職員とか関係機関の皆さん方の力が合わさったものでして、決して私一人だけではないんですけれども、この8年間で野洲のまちがいろいろ変わってきたのではないかなというふうにも実感しております。

次期におきましては、これも既に述べましたけども、まだ駅前はまだ空地になっていますから、あそこに駅前周辺整備構想の実現を順次図っていく、全体で約3.5ヘクタールのすばらしい立地がありますから、それが市民が安心して、かつ楽しんでいただけるようなまちづくりの1つの中核的なエリアになるような整備が1つありますし、あと国8バイパスも用地買収はここまで来ましたが、まだ道路の建設まで至っていませんし、近隣のまちの用地買収も実態は少し遅れているようでありますから、野洲市だけが頑張っても意味がありませんから、3市が連携して本当に国体前には整備ができるようにまだまだ力強く皆さん方と一緒に取り組んでいかないといけないと思っています。

それと、遅れています都市計画についても同じことで、野洲市の場合、都市計画の中で今もご指摘いただきましたように市街化区域の拡大というのはほとんどされていませんでした。市三宅、四ツ家をやった前は平成5、6年の私のところの近くの国道筋のは少しされたぐらいで、ほとんど市街化区域の拡大が計画的にされていません。だから、ようやくこれが動き出したので、ぜひこれについても市内全体で、きのうも立地適正化計画の中でお話ししましたように、バランスのとれたまちづくりを進めていきたいと思っています。

あわせて、やはり教育、今の子どもたちの状況はかなり困難な状況です。ですから、子どもたちの学力、そして体力、そして人間性が伸びるような教育をぜひ野洲の学校、あるいは地域で取り組んでいただけるような、少し力を入れた教育環境とソフトウェアもやっていただきたいと思いますので、そこにも力をかけていきたいと。

それと、やはり高齢者の問題が本当に深刻です。地域包括はとりあえず市直営でやって

いますけども、私としては、全然あれではまだまだだめですし、ここに来て、きのうもご質問もありましたように要支援1、2、そして場合によったら、要介護の段階にまで市町村に手放そうという、ちょっとこれは私もとんでもないなど、介護保険で1回引き取ったものをいや財源が厳しいから、あるいは財源が厳しくて、やろうと思ったら、被保険者の保険料を上げないといけないからという理由で地域に戻すということになっています。当初から私、これは地域に戻すというような発想がおかしくて、本当に地域の方が高齢者が安心して住んでいただけるということでの地域ならいいんですけども、介護保険財政が逼迫しているから、見通しがいいからと、これは私は深刻な方針転換だと思います。

いずれにしても、制度はそうなっていますから、私が今、言いましたように、高齢者が地域で住んでほめる方が安心できると、そういう施策展開でやっていく。そのためには単に地域とかボランティアだけでは難しいので、今、市が子どもたちの施策でかなり公的サービスで充実している部分と同じノウハウ、それと色々なサービスをつなぐノウハウはこれは市民生活相談とか生活困窮者対策で野洲市独自で組織で職員で蓄えたノウハウですから、それを生かして高齢者の方、そしてあわせて障がいを持っている方が地域で安心して住んでいただけるようなまちづくりを進めていきたいと考えています。

それと野洲の場合、割合質素にやっています、スポーツ施設もありません。これだけお金があったまに市民グラウンドがまともにありません。プールと体育館だけは割合豪華なんですけども、自由に子どもたちがスポーツをしたり、あるいはスポーツ少年団が活動できる場がありません。これもいきなりというわけにはいかないんですが、竹ヶ丘を計画したら、少しああいう状況になりましたから、とめましたけども、いずれにしてもよそのまち並みのスポーツ施設の整備も必要ですし、道路も弱いんです。市道というのがきちっと整備がされていません。あるいは街路計画もありません。今回、国8が動いたら、たちまちはあそこの合流点で、栗東へ向かう方がいいんですけども、逆の方は絶対渋滞しますから、それを少なくとも市内の方はその不利益が及ばないように、市内へはもっといろいろなところから入れて、そして線路の向こう側、湖側にも行けるような市道整備計画も必要だろうというふうに思っています。

それと、公園も少ない。それと野洲の場合、イベントが割合質素ですし、観光もまだまだ弱い。きのうも観光のご質問があって、答えている方も質問する方も今年度観光振興指針ということで、今、作業を公開で始めているんですけども、きのうのやりとりの中で、両方から出てこなかったのはちょっと残念だったんですけども、予算を付けていただいて

観光に力を入れておこうという取り組みをやっていきます。これも大事です。

そういったこととあと、きのうも丸山議員からご指摘がありましたように、私はかつてかなりの観光はパンフレットをつくった経験があるんですけども、滋賀県では。野洲の場合は従来から余り刷り物が充実していません。種類は結構あるんですけども、やはりぱっと見たときに印象に残るような、あるいは魅力を感じてもらえるような、そういう市の広報とかパンフレット、これもかねがね思っていますので、いずれにしても財源の中で少し余裕が出た段階でと思っていますので、時期はある程度余裕ができる。

ただ、きのうも野並議員からご質問ありましたように、子育て支援で現金給付というのは私は否定はしないんですけども、常々申し上げていますように、1万円掛ける1万人分。だから、1万円を1万人にお配りするよりは1万掛ける1万は1億円です。1億円あると、ここに、いわゆる起債を活用したり、交付金を使いますと、数億円の事業ができます。市道整備もできます、1万円の原資があれば。だから、野洲の側にまだまだ今、申し上げたようなそういった基盤整備とか基礎的な部分が必要ですので、できるだけ早くそのあたりの整備をした上で、今の観光ですとか、あるいはいろんな広報とかイベントとかをやって、市民の方が楽しく充実した暮らしが実現できるようなまちづくりを一層進めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、これは私だけでできることではありませんので、ぜひ議員の皆さん、あるいは市民の皆さんが本当にそういうまちづくりのビジョンを共有していただいて、進めていただくと。

それと最後に病院ですけれども、これも全く過去の積み残しです。昭和60年、平成10年、このときの傷を今、負っているわけで、何か一説では私が駅前にしがみついて病院をつくらうという話が流れていますけども、一切そんなことはございません。今回、私は病院というのはここまで来ているので、いわゆる争点にならないと思っていたんですけども、私は争点化を避けているわけじゃなくて、大いに争点にさせていただいたらいい。なぜ今、この状況が生じているのかどうか。して、今の野洲病院を市民病院にするということは、これはこれまでの検証でもあり得ないし、専門家もはっきり言っておられます。具体的な案を示さないで、野洲病院を市民病院にするということを言ったらどうなるかといったら、今いるお医者さんは引いていく。滋賀医大との関係ははっきり切れます。もういろんな人が今、この状況の中で心配して電話をしてくれています。私ももしか野洲病院を市民病院にする中で建て替えプランとか財源計画とか、あるいは医療機関との関係が明確に

されれば、決して私は何にも駅前の病院に固執するつもりはないです。でも、そういう状況の中で今のプランのができてきているので、私としては、ここであんまり頑張り通すつもりなくて、いつやったかも鈴木議員が市長の信念でとおっしゃったので、私は信念で病院をつくっているつもりじゃなくて、客観的な課題の実現として病院に取り組んでおりますので、これも大きな重要な課題かなというふうに思います。

せっかくの評価していただいております。お問いかけに対しまして、今として、私としてはそういう方向で臨みたいということでお答えとさせていただきます。どうぞよろしく願います。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ただいまは過去の課題を踏まえ、強い意志と行動力で関係者の方と共にこの2期8年の実績を積んでこられました。3期目への抱負についてお伺いいたしまして、やはり2期8年というものは本当に苦しい時代から、また自分を敵に回すわけじゃないけれども、悪く見られてでも意志を通していかなければならないこともあったでしょうし、それは一言では言えないことはたくさんあると思います。そうしたいろんな実績の中で3期目への抱負をお伺いいたしました。どうぞよろしく願います。ありがとうございました。

では次に、2点目ですけれども、通学路の安全対策と学校整備について。新踏切、内線電話整備状況について、お伺いしたと思います。

毎日、無謀な運転やちょっとした油断が引き起こす交通事故のニュースが飛び込んでまいります。幾ら自分自身が気を付けていても、防ぎきれない、やり切れないのが痛ましい交通事故の現状です。

さて、通学路や踏切については、今までにも他の議員さんも質問されていますが、特に以前から危険と指摘されながら余りその策が講じられていないように見受けられます。祇王小学校付近の新踏切とそれに近接している道路の安全性について、順次お伺いいたします。

昨年、JR西日本との協議を長年続けてこられた篠原小学校付近の柿ノ木原踏切の拡幅工事は完成いたしました。大きな安心を得られたわけであります。安全対策について、双方が粘り強く推し進められての結果だと思えます。しかし、同時期、平成24年度の新踏切についてについての一般質問では「新踏切は市道小篠原上屋線と近接していることや道路構造令に準じた取り付け道路整備ができていない」が答弁の内容でした。今後の方針に

については触れられていないように思います。これはJ R西日本との協議だけの問題でなく、道路整備も大きな課題であります。これらを含めた市の安全性についての今後の考え方を改めて伺いたします。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、岩井議員の通学路の安全対策と学校整備についての1点目のご質問でございますが、祇王小学校付近の新踏切とそれに近接している道路の安全性について、お答えをいたします。

新踏切につきましては、過去にも数回お答えをしていますように、鉄道管理者であるJ R西日本と事前協議をいたしました。踏切と市道小篠原上屋線との交差点が余りにも近接しており、道路構造令に準じた取り付け道路整備ができないことや、踏切改良より立体交差として改良を推進されているというようなことから、現在の踏切の形態での改良については本協議に依拠していただけない、このような状況でございます。

また、立体交差を行うには地形からして複雑な形状となることが考えられ、事業の実施には大変厳しい状況でございます。こうしたことから新駅設置の際に抜本的な対策を行うのが最善であると、このように認識をしております。

なお、児童・生徒の安全を図るため、野洲市通学路交通安全対策推進会議におきまして、ソフト面での安全対策について検討もしていただいております。スクールガードやP T Aの皆様方のご協力を得ながら安全対策を推進しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ただいまは部長の方より回答願ったわけですが、後ほどの質問も何か答えてもうたようなところが一部重複してございますけれども、やはりJ Rとの話し合いがうまくいかない、J Rの思いとこちらの思いとがどうしてもすり合わせがいかないというところは前からも伺っておりますので、そんなことならもうJ Rのあそこの踏切は閉めてしまうようなことも伺っているので、余りせつけないような話も聞いてはおりますけれども、何とかあそこのたまり場が小さいために、安全に何とかしてほしいという願いから何度かこうしてお願いをしておるわけでございます。

野洲通学路交通安全対策推進会議が2年前に発足され、各学校から先生方もそのメンバーの中に加わり、校区の危険個所の点検をされていると伺っています。無論、新踏切もそ

の危険個所に指定されている中で協議や議論もされていると思いますが、実際どのようにその協議や点検が集約され、安全な整備等につながっているのでしょうか。先ほどのちょっと返答の中のもう少し詳しい流れをお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、野洲市通学路交通安全対策推進会議がどのように生かされ、整備等につながっているかということにお答えをしたいと思います。

野洲市通学路交通安全対策推進会議は、議員おっしゃってまいりましたように、2年前から会議を行ったり、危険箇所の点検活動を進めているところでございます。また、その中で野洲市の通学路の交通安全プログラムを作成いたしましたことによりまして、まず1点目といたしましては、それまで保護者の方や自治会要望、それから学校現場からの意見などが、この会議によって集約されて、危険個所の一覧ができたといえますか、今まで一覧となっていなかったものが一覧となったということで、ある意味集約ができたということが1つのメリットでございます。

2点目としましては、その集約することができたプログラムを保護者、地域や学校などに配布や公表することによりまして、危険個所を周知することができ、児童が通学するにあたって、危険予知、あるいは注意喚起を促すことが可能になり、あわせまして、地域の通学路の立ち番や見守り活動にも生かすことができていると考えてございます。

3点目といたしまして、この推進会議は今後も継続して進めていくことによりまして、危険個所の点検を実施し、さらなる検証や把握を行い、PDCAサイクルを繰り返しまして、通学路の安全の向上を図っていくことができるものと考えております。

また、整備の加速という点でございますけれども、物理的になかなか道路の拡張ができないとか用地買収が難しいという面も確かにあるかと思いますが、一方で、今回のプログラムで、グリーンベルトなどの必要箇所を把握いたしまして、国の交付金を活用して整備を進めていくことができるなど、従来より進めていくことができるものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ただいまはプログラムの作成、あるいは注意喚起、それから危険個所の点検ということの3つをずっとしていくということを言って下さっているんですけども、やはり先送り先送りでなくて、ぜひとも危険度の増しているところに関しては、

少しでも力を入れていただきたいと、このように思います。

次に、野洲市の危険個所の一例として、新踏切の質問をしていますが、まだ何カ所かあるかと思えます。しかしながら、特に保護者の引率以外の低学年ほど危険度は高く、地域のボランティアの方々の存在は大変大きいものがあると思えます。特に危険個所はボランティアの方々を抜きにして安全性は成り立ちません。そのあたりについてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） それでは、ボランティアの必要性について、お答えをいたしたいと思えます。

P T Aの委員の方々による立ち番はもちろんのことでございますが、地域の方やスクールガードの方など、ボランティアの方の活動が通学路の安全対策に大変有効であると考えてございますし、非常に必要なことであると認識をしております。それと同時にボランティアの皆さんの活動には大変感謝を申し上げているところでございます。今後も引き続き活動いただきたい、このように考えてございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 子どもたちからお礼のお手紙が3月ころにいつも来るんですけども、それで感動もいたしますし、ボランティアの皆さんも、やはりかわいい子どもたち、孫、関係各位の保護者の方も含めて、一生懸命安全にはされているとは思いますが、ボランティアの人がいつまでも健康で、そしてそういうずっと続いていくものとも限りない、体調の悪いときもありますでしょうし、そういうボランティア精神がいつも備わっている人がいるとは限らない中で、そういう方たちにだけ頼らなくてはならないことも、やはりちょっと危険もありますので、そこらのことを考えてほしいなど今後思えます。

ちなみに、新踏切を渡る児童は50人程度ですが、中学校の子どもたちも合流するそうです。ただ、安全面だけ考えた場合、ルートを変更することが安全かといえば、特に辻町の子どもさんたちの場合なんですけど、希望が丘線のトンネルは薄暗く、帰り道は心配というP T Aの方の意見もお伺いしています。先ほども言われましたように、J R西日本との協議が大変難しい。そういう問題が立ちだかっているのもしかりですけども、上屋の市営住宅や新興住宅の方たちも多い中で、特に祇王は人口がふえつつありますので、より一層安全面を考えていただきたい、対策を考えていただきたいんですが、その点について何か具体的な意見があればお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、岩井議員の4点目のご質問の踏切横断のより一層の安全対策と具体的な意見について、お答えをいたします。

新踏切の安全対策につきましては、野洲市通学路交通安全推進会議で昨年度において現地検証を実施いたしまして、意見交換を行いました。現場の立地条件により課題が山積しているということをご説明をし、事業の実施については非常に厳しいところをご理解いただいているところでございます。

次に、祇王学区の安全対策につきましては、平成25年度に祇王小学校周辺の通学路の一部にグリーンベルトの整備をしておりますが、学区内全体を見渡しますと、決して十分とは言えないことから整備可能箇所については今後順次整備を図っていきたく、このように考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ただいまは現地の実態を見て、皆さんにもどうしてもできない理由を説明したりしているということやグリーンベルトですか、確かに朝鮮人街道のところの富波甲のところにもずっとしていただいたので、狭いんですけども、それなりに安心なところも見えてまいっております。

ただ、先ほど言われたように祇王駅ができるときに大きく改革するんだということなんです。この祇王駅も具体的にいつごろということも示されておられないし、そんな簡単にできるものではありませんので、その駅を建設するにあたっては、あのあたりの安全性を保つことはできないということなんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 先ほどの1点目のご質問でもお答えしましたように、どうしても現場の状況によりまして、ハード対策はかなり困難になるということから、具体的な対策につきましては、祇王駅といいますか、新駅の設置の際に具体的な対策を講じるということが現在考えられる最善の対策であると、このように考えてございます。

ただ、その新駅設置がいつになるのかというようなことでございますが、今現在は市の今後の重要な政策といいますか、課題でございますので、適切な時期を見極めた上で、具体的な検討に入ってまいりたいと、このような状況でございますので、まだ具体的な時期についてはお示しすることができません。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 大きなプロジェクトを組んで、本当に始動していくというのはなかなか先のことかと思えますけれども、やはりそのときの子どもたちというのはもう卒業していくわけですから、大きな事故が起こってからでは遅いですので、ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

最後に、学校の内線電話整備状況について、お伺いします。

野洲市内の小中学校の内線電話整備状況の一覧表を見ますと、各プールに内線が設置されていないのは、中主中学校、野洲北中学校、また各体育館に設置されていないのは中主中学校、野洲北中学校及び祇王小学校、野洲小学校で、全校舎に設置されていないのは中主中学校、野洲北中学校、また一部の校舎にしか設置されていないのは祇王小学校25教室中4台、北野小学校22教室中6台の状況でした。逆に、プール、体育館、校舎全てに設置されているのは中主小学校、篠原小学校、三上小学校と野洲中学校でした。

校舎の築年数や改修工事のタイミングの関係もあり、データだけでは一律視して判断や批判は避けなければなりません。本市においては特別な教育的支援を要する児童・生徒が増加し、平成28年度の小中学校の特別支援学級は38学級に上り、その在児童・生徒は191名を数えている現状下であります。よって、特に小学校では学級担任だけでは緊急を要する場合など、大変な事態も予想されます。その状況下で、ほぼ設置されていない小学校での対応はどのように指導されているのか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 学校の内線電話整備状況について、特に緊急を要する場合等で設置されていない小学校での対応等をどのように指導されているかのご質問でございますが、重大な事故や緊急を要する事案が起こり、担任がその場を離れられない場合については隣の学級担任や近くの支援員が連絡をしたり、近くに教員等がない場合は子どもに連絡をいたしたりするなどの対応をとっているところでございます。

ただ、各学校ではいろいろな事案に分けて、緊急対応マニュアルを作成し、緊急時の対応を事前に確認をしているところでございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 今は隣の学級の担任の先生や、また子どもたちに緊急時は職員室に走ってもらうとか、伝えてもらうということなんですが、祇王小学校なんかを例

にとりますと、25教室中4台しかないわけですから、やはり建物の構造上、設置は簡単ではないと思いますが、整備されているところ、されていないところの差は歴然とございます。祇王小学校、北野小学校の校舎はせめて各階ごとに1台は早急に設置すべきと考えますが、その点をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 祇王、北野小学校の校舎には階ごとに1台は早急に設置すべきではとのご質問でございますが、議員からご質問いただきました2校につきましては、平成23年から25年度にかけまして増築工事を実施いたしました校舎等につきましては、各教室に校舎内インターホン、職員室と教室がつながるといようなものを設置ができておりますが、他校も含めまして、現在、未設置教室につきましては、今後の大規模改修時に校舎内の配線整備とあわせまして、校舎内インターホンの設置をしていく考えでございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） その大規模改修というのは、具体的にはいつごろを示すんですか。もう大分先の話ですか。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 後ほどの書面で、保全計画の中でも計画を立てているところでございますけども、ちょっと若干遅れているところもございますので、早急に検討をして、対処してまいりたいと考えてございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） しかしながら、全てに設置されていない中主中学校、野洲北中学校でプールの内線電話設置についてお伺いいたしますと、生徒もすぐSOSを伝えられるし、プールでは各教員が携帯電話を持っているので、内線電話に関しては特に不便は感じていませんとのお話も聞かれました。内線電話設置では、校舎の建て替え時期や小学生と中学生の違いもあり、いついつに設置というのも無理もあるかと思えます。一方、校舎の整備上では状況把握、例えば雨漏り、それから野洲北中学校ではハトのふん害にとっても困っているという話を去年からも聞いているんですが、こういった問題の把握はしておられますでしょうか。そして、その対策について何か一歩でも踏み出されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 校舎事情や児童・生徒の現状もごさいますが、整備を踏まえて、状況把握も大事です。このことについての考えはということのご質問でございしますが、平成26年3月に野洲市の小中学校の施設の保全計画が策定されております。その際に現地調査を行い、各施設の状況、不具合と申しますか、そういうものを把握してございします。市の保全計画に基づきまして、施設整備を図っていくことと考えております。

また、日常の緊急修繕が必要な場所については、各学校の方からご連絡をいただいております。その際には随時速やかに対応をしているところでございします。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ただいま速やかに対応しているということですので、学校側からそういう要請があれば、場合によってはすぐに対応していただけていると思います。

子どもたちは6年間ないし3年間の多くの時間を小中学校で過ごしているわけです。何年も先送りしないで、優先順位を立てて早い対応をぜひお願いしたいと思います。

今日はありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第7号、第6番、太田健一議員。

○6番（太田健一君） おはようございます。

一般質問、大きく3点について質問させていただきます。

まず1点目ですが、南桜のバス停について質問します。

南桜のセブンイレブンがあるんですけど、そこを挟んだ県道野洲甲西線27号、これはちょっと名称が変わっているかもということなので、ちょっと名前は間違っているかもしれませんが、その通りにある滋賀交通のバス停には歩道もなく、待合所もなく、交通安全上の観点から見ても、かなり危険な場所であると思います。これが場所なんですけど、ちょっと、映りますか。これは農協のところに精米所があるんですけど、そこから甲西側を見た写真です。こちらが、もうちょっと拡大したというか、これはセブンイレブンが右側にあって、左側に精米所、向こうは三上山ですけど、こういったようなところで、誰が見てもこれはちょっと危ないなと思うようなところなんです。のり面にバス停の看板が立っていて、立つところも歩道がそこないので、どこに立つんやろうというような場所なんですけど、こういった場所があります。こういう場所、行政として、まず危険性というのを把握しているのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 議員の皆さん、おはようございます。

太田議員の南桜のバス停についてのご質問にお答えいたします。

ご質問のあるバス停、現状を確認させていただきまして、おっしゃるとおり歩道もありませんし、カーブしていますので、なおかつ県道を通行する車も多いということで、そのバス停のほんまの横の道端で待たれる場合については、これはちょっと危ないかなというような判断をさせていただいています。ただ、グリーンベルトもちょっとありますし、そのもう一つ奥には農道もありますので、ちょっとそちらの方に待たれていただければ、ある程度安全性は確保されているのではないかというふうに考えています。

以上、お答えとします。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） 地元の住民の方、南桜を利用されている方はほとんど南桜の方だと思うんですけど、からの苦情であったり、僕自身も運転されている市民の方がここを通られたときに夜に通って危ないということと言われて、そういう苦情を直接受けたんですけど、そういったような苦情、問い合わせとか、そういうなのが行政に対してあったのかないのか。あれば、その内容もちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） お尋ねなり苦情については、市には寄せられてはおりません。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） 地元の南桜の方にちょっとお話を聞きに行ったんですよ。聞くと、やはり利用されている方がいて、危ないということは認識されていて、これまで行政に対してそういう申し入れをしたりとか、もちろんコミバスじゃないので、滋賀バスなので、民間のバスのことなので、相談先もちょっとわからずということがあったんですけど、ちょうどその危険性を認識されているので、滋賀バスに対して申し入れをしようかなということを考えているということをおっしゃられたんですね。要は、地元から苦情は今、行政には上がっていないんですけど、認識はされているということでした。

民間のバス停なので、なかなか市としてどうのこうのということは直接は難しいとは思いますが、危険性というのは、これの写真を見ても皆さんも感じてもらえると思うんですけど、安全面として、市が滋賀バスと協議するなり、滋賀バスに対して何か指導するなりとか、そういうことが必要だと思うんですけど、そこら辺はこれまでされたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 議員お尋ねの内容では協議はしておりません。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） この話をお聞きしまして、僕も担当課の方にまず話しさせてもらいました。現地を見るということで見てもらって、すぐに滋賀バスの方にも連絡を入れてもらって、僕の方にすぐ電話かかってきたんですね。滋賀バスの方は、ここの場所にバス停があるということはずっと今までの課題であったということでした。その理由は、まずバス停として場所がない。この場所はちょっと変則的で、バス停のこれ時刻表があるんですけど、見てもらってご存知だと思うんですけど、朝の6時から9時までの間、北山台センター行きと野洲駅向きの2便があるんですけど、朝の9時までが北山台センター行きはこのバス停を使う、野洲駅行きは午後4時から9時までだけここを使うという変則的な、土日祝日も似たような時間帯なんですけど、という変則的な使い方をされています。

なぜかという、その他の時間はどこを使っているかという、コミバスのとこ、そこを滋賀バスのバス停としてまた別の便で使われているんですけど、そちらの方を使われるということで、僕も、電話なんですけど、お話を聞いている中で、なぜそういう変則的な使い方をされているんですかと、コミバスの方に統一してやったらいいんじゃないかという話はしたんですけど、あそこに市川ディーゼルさんがあって、農業用の車であったり、車両の出入りをされるということで、その時間帯に、多分朝と夕方をこっちのバス停を使っているということはその時間帯で車の出入りの邪魔になるからという苦情を受けているということで、完全に移行はできないということをおっしゃっていました。

そういう現状でもう場所をずっと検討はしているけど、どうすることもできないということをおっしゃっていました。ということなので、そこら辺を市も一緒になって、地元の方も今、滋賀バスに対して申し入れしたいなという考えもあるということなので、一緒になって協議を行うなり、バス停の箇所として確保することに協力するなりということが必要だと思いますが、その点に関してはどのように思われますか。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） バス停の設置に係る協議ということなんですけれど、そもそもバス停の設置につきましては、事業者さんが運輸局なりと協議されて決められておまして、市は直接その許可権者ではありませんので、個々のバス停の設置場所について指導なり協議なりすることの必要性はないとは思われるんですが、ただ市民の安全という観点

から立てば、これは市も当然ですし、バス事業者さんも最優先で考えていかなあかんという事は、そこは一致していると思いますので、バス停の許可とか、そういうことになってくるとちょっと話がややこしくなるんですけども、そういった点で幸い今、運行していただいている2業者さんともお話ができる関係を保っておりますので、また全体の安全性については、またさせていただきたいと、こういうふうに考えています。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） 滋賀バスさんとお話ししたときも、市も一緒になって話をしてもらえれば進むかもしれないということも言われていたので、今、部長も言われていたように、まずはちょっと話し合いをしてもらって、危険性というのは、これは本当に誰が見ても、1回時間あったら議員の方も見られた方がいいと思うんですけど、いつ事故が起きてもおかしくはないなど、今までよくなかったなと思うような場所なので、そこら辺も認識して、してもらいたいと思います。

もう一点、この件に関して、会派勉強会のときに決算のことで審議、質問させてもらったんですけど、交通安全啓発看板というのを設置されていて、決算書でいえば、19ページね。そこのこの看板はどういう観点で看板を付けているんですかということ、これ、看板は通学路の徐行のためという看板でされているということでした。ちょっとここは通学路ではないので、ここの書いてある分の看板で対応というのはちょっと難しいけど、何らかの形で、やっぱり仮に最悪ですよ、最悪、ここの場所を移せないとした場合なら、看板を立てるなり、危険だということを知らず、それは車で通行される方に対してするような看板の形が必要だということで、何らかの形で対応できればということでは言われていたので、そういった面も含めて進めていってもらいたいと思います。

1問目はこれで終わります。

次に、永原御殿跡の竹林について、質問します。

まず、永原御殿跡の竹林や雑木林はカワウやシラサギ、カラス、ワシ、タヌキ、キツネなどの野生生物のすみかとなっておりまして、地域住民への騒音被害やふん尿による悪臭被害やこのふん尿が乾燥してふん煙として舞って、それが気管支炎などの健康被害ということも地元の方の中では起こっているという話も聞きました。こうしたように地域の大きな問題となっています。

以前はこの竹林や雑木林の南側の地域には被害がなかったそうですが、今年あたりから風向きが悪いと悪臭が漂うようになってきたという住民の声も聞いていまして、他にも永

原御殿の北西の位置に家がある方、今まで全然そんな被害がなかった方のところにもこの御殿の竹の根がもとの塀を越えて、御殿の塀を越えて、そのお宅のブロック塀のどこまで張って出てきているといったことで、息子さんが機械を使って除去されているということをおっしゃっていましたが、そういったような被害も今、起こってしまっていて、解決すべき急務の課題であると考えています。

先日、総務常任委員会と祇王学区の出前懇談会が開催され、それに参加してきましたが、この懇談会の内容のほとんどがこの永原御殿の竹林や雑木林による地域への被害でありました。何とか対応してほしいという地元の方の切実な思いというのを感じました。これまでも他の議員の方からも何度かこの永原御殿の竹林に関しては一般質問が行われていたと思いますが、地元からも平成26年度と平成27年度に行政懇談会の中で要望が出されているということで、この行政懇談会でのこの要望と回答の内容をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 議員の皆さん、おはようございます。

永原御殿跡の竹林について、平成26年、7年の行政懇談会での要望と回答についてでございます。

まず、平成26年度の行政懇談会の要望は「永原御殿跡の整備について」と題し、その概要でございますけれども、永原御殿跡の整備について、平成17年からの重要課題として毎年挙げているが、現在の取り組み状況、進捗状況について、また今後の期待度について確認をしたいという内容でございました。

これに対しまして、教育委員会文化財保護課の回答でございますけれども、同じく概要で、現在、永原御殿報告書として発掘調査資料研究者論文等を修正、作成しておりますと、平成25年度に発掘調査資料研究者論文のデータ入力、平成26年度は永原御殿最終瓦等の調査、整理を実施する予定だと回答をされています。

次に、平成27年度の要望でございますけれども、「永原御殿跡の整備計画」と題されまして、内容は、永原御殿跡はカワウ、アオサギ等の鳥類及び小動物が多数生息しており、近隣の民家では鳴き声や臭気などに困惑しており、深刻な問題である。貴重な歴史的価値を損なうおそれがあり、環境悪化になるため、まずは鳥害対策ができないか、さらに今後は徐々に整備をする中で竹林伐採時等に市の協力をお願いしたいという内容でございました。

これに対しまして、環境課と文化財保護課が回答しておりますけれども、特にカワウの被

害対策では滋賀県カワウ特定鳥獣保護管理計画により、駆除を含め県の管理となるため、今後県を含め地元、猟友会など、関係者と協議していきます。永原御殿跡の環境整備は現状では国史跡の指定を経た後の実施となり、長期間を要することが課題となっています。国指定の手續の準備と共に所有者、地域の全面的な協力が得られるならば、具体的な対応ができるかを検討したいと思いますと回答をしています。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） そういったような、お答えになったような状況の中で、以前地元の方がボランティアで竹林を刈りたいというふうに行政に申し入れされましたが、これが民法による竹林は個人の所有地であって、個人管理しかできないために地権者に対して命令という形しかできないということで、許可はおりなかったというふうに僕は聞いているんですが、その詳細についてお尋ねしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 竹林を刈りたいとの行政への申し入れについてでございますけども、永原御殿跡は個人の私有地であり、その竹林を伐採することにつきましては、行政への申し入れは不要と考えております。ただし、根を起こす行為につきましては、地下の遺構を破壊するおそれがありまして、教育委員会に対して埋蔵文化財発掘の届け出が必要とのことでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） 永原御殿跡の竹林や雑木林の問題は市の所有地でないということで、民地ということなので、ただ、解決手段というのが複雑化している現状だと思いますが、そういった中で今年の3月の予算議会で地方創生の臨時交付金の申請内容にこの永原御殿跡の竹林除去のための予算要望がありました。結果的には通らなくて、予算化はされなかったんですが、このときに国の地方創生の予算計上するための根拠というのはどのように示されていたのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 地方創生の臨時交付金の申請内容の根拠をどのように示されたのかのお尋ねに対してお答えをします。

地方創生加速化交付金事業の申請は、9つのプロジェクトで構成する琵琶湖の保全と活

用の1事業として、永原御殿竹林除去等を地元祇王まちづくり推進協議会への事業補助とする200万円を申請いたしました。家棟川水系の保全整備の一環として、祇王学区まちづくり推進協議会が中心となり、永原御殿の竹の伐採の散策路の設置などに取り組み、あわせて説明会の開催などを通じて郷土への愛着を深め、次世代に地域の誇りを継承する生涯活躍の地域社会をつくり上げるものになるというような根拠をもって、申請をさせていただいたところでございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） きのうの丸山議員の質問のやりとりの中で、同じこの永原御殿に関する質問があったんですが、その中で今回これは却下されてということでしたけど、現在県に対して申請を行っていて、許可がおりれば、平成29年度でしたか、来年度から何か手を付けるような答弁をちょっと聞いていたんですけど、それは改めて竹林除去のための事業費ということなのかどうかをちょっと確認させて下さい。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 昨日、丸山議員のご質問に対してお答えしましたが、県補助事業で里山と文化財が織りなす地域資産再生事業というのがございまして、これは里山の保全と文化財のことがうたわれてございますが、その中で里山に所在する地域住民やボランティアと連携を図って、その整備を図っていくというようなことがございますので、きのうも申し上げましたように、それが通りましたら、そういう方向で、今申しましたように伐採とか説明板の設置等の保全の整備を計画して、検討というか、そういう方向で進めていきたいということでございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） この後の質問でまたするんですけど、文化財保護としての整備とはまた別ということですか。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） この事業自体は、先ほど申しましたように、里山の保全と文化財の保護と両面の助成というふうに認識しております。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） ちょっとそこら辺が難しいので、この後でまた絡めて聞きたいと思いますが、仮に予算化されて、今の話でも竹林だけを伐採できたとしても、1年後にはまたもとどおりになるために、根本的な解決にはならないと思います。県が現在カワウの

実態調査に乗り出しているということで、例えばカワウがどこから来ているのかなどを解明しながら問題解決をしなければ、永原御殿跡の竹林や雑木林からカワウを排除しても、また別の場所で被害へとつながる可能性も起こり得ると思います。沖島でのカワウのふん尿被害がふえてきていることも問題視されていまして、野洲川も北流部が河川整備されてきれいになったんですけど、そのことによって森林が伐採されて野生動物のすみかがなくなって、そこから移り住んできているという可能性も考えられるんですが、そうした環境アセスも踏まえて考えるべきという、地元の方の声もこれたくさんありました。要は、野洲市だけではなくて、滋賀県全体として取り組むべき問題であると思います。そうした理由から竹林除去だけではなく、例えば永原御殿跡は市の史跡コースにもなっていますし、文化財と指定して保護、管理する方法も手段の1つとして挙げられて、これまでも来ています。

文化財としての永原御殿の重要性を行政としてどのように認識しているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 文化財としての永原御殿跡の重要性とその認識について、お答えをします。

慶長5年（1600年）、関ヶ原の戦いで家康が天下を掌握し、永原御殿を築造しますが、その背景には徳川家康が豊臣秀吉に臣従した天正4年（1586年）から野洲の地が家康領であったことに起因をしています。永原御殿は徳川家の野洲郡支配を象徴するものでございました。第1に、市域にとって重要な歴史遺産であると考えております。

次に、永原御殿は徳川家康、秀忠、家光の3代の将軍家が宿泊する目的で築造された御殿で、寛永11年（1634年）、3代将軍、家光の宿泊にあたり、大規模な拡充工事が行われ、本丸、二の丸、三の丸が整備されました。御殿の本丸は二条城に次ぐ規模を有しまして、納戸には2層の隅櫓を設けるなど、城の機能をあわせ持つ大規模な城館であったといえます。

これにあたりまして、京都の大工頭の中井家には複数の指図といえますか、設計図といえますか、が残され、現地には現在も堀や土塁、礎石などが遺存しておるところでございます。ただ、永原御殿は機能していた時期は戦国時代が終わり、幕藩体制が確立する大変革期に当たり、近世成立期を象徴する史跡として高く評価すべきものであると日々に認識をしているところでございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） 僕、この次の質問で、歴史について、僕もあんまり詳しくなかったこともあるので、ちょっと勉強させてもらって、ここには、通告の中には書いたんですけど、今、部長が全部大体お答えしてもらったので、ここはちょっと省きたいと思うんですけど、重要な歴史遺産として認識されているということで、全国的にもこの史跡は有名で、かなり多くの人を訪れているということを知ります。

例えば、永原御殿跡は、ここを訪れた人の感想なんですけど、永原御殿跡の田園の中の荒れ果てた竹やぶになっていて、その前に石碑が立ち、それとなくわかる土塁と堀跡らしき畑がここに御殿があったことを教えてくれるが、余りのやぶの中にはとても入っていく勇氣はなかった。やぶの中にはマムシもいるという話もちょっとお聞きもしたんですけど、危険でもあるということですね。すぐ隣の土安神社、土に安と書いて、「てやす」という難しい呼び方なんですけど、土安神社に「平家妓王の里めぐり周辺案内図」があり、御殿の石垣が残っているよとなっていたので探したが、ここも草ぼうぼうでわからなかった。ここ野洲は、妓王、妓女生聖地であり、御殿よりもこっちがメインらしい。地元の方に御殿のことを聞いたが、全く興味がなく、妓王寺と妓王屋敷跡をやたらと勧められた。ここ、やぶだもの、当然だろうねと。ナビに永原御殿跡というのが出てきたので、少しは期待したけど、田園の中のただの竹やぶだったということで、がっかりされたことであったり、本丸が立入禁止になっているから、入っていけない。回り込んで、石垣や堀跡は確認はできるがとか、いろんな感想があります。

地元の方にも聞きました。地元の方にも聞くと、例えば休みの日に裏の畑の、これは周辺の地権者の1人の方ですけど、畑の方の世話をしていると。よくこの永原御殿を訪ねてみえる方に声をかけられると。例えば、水口高校の先生であったり、京都大学の学生さんたちや、あるときはカメラで写真を撮りながら声をかけられた中年の男性、九州からフェリーで来られた、バイクで4人組で来られた方がこの竹やぶのどこにも入り口があるのかを尋ねられたりされているようにたくさん来られているということでした。

現在は、そこを説明するのに銅鐸会館の2階には永原御殿跡の模型があるというふうに伝えて、そっちを見て下さいという案内をされて、対応はするらしいんですけど、要は、全国的にも、やはりニーズがあるということがここからも感じ取られると思います。

先ほどの話の中にもありましたけど、妓王寺がこれだけ有名になって、ドラマ化されたところにタイアップして、野洲市としてもそこにかんで、今までたくさんの観光客が来ら

れたという報告も聞いています。そこと並べて、多くの観光客も集められるようなすごく財産にはなると思うんですけど、その点に関してはどのようにお考えですか。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 今、議員からございましたように、永原御殿は本丸、二の丸、三の丸を含めて4万平米にも有する大規模な徳川將軍の御殿でありました。しかし、永原御殿も18世紀初頭に廃棄されまして、現在は竹林となって、その景観も大変わかりにくい状況になっております。御殿は現在私有地でございます、文化財として保存、管理を行うには、やっぱり国の史跡に指定していただくことが必要であると考えてございます。しかし、今、史跡の指定につきましては、一定の年月も要するために地域の方々と共に現状で実施可能な事業に取り組み、環境整備を進めたいと、このように考えております。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） この国の史跡指定というのに年月かかるというのは、目処としては、例えばどれぐらいかかるんですか。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） ちょっと一概に進捗状況とか、わかりませんので、ここで何年ということはちょっと申し上げられません。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） なぜ聞いているかという、例えばそれが1年後であったり、5年後であったり、10年後にはもらえる可能性があるということがわかるなら、もうちょっと地元の方、市民の方もそこに向けて期待して、じゃ、整備の方をと思うんですけど、それが全然わからない、進捗状況、国の史跡指定に向けて教育委員会としても動いてもらっているとは思いますが、その進捗状況が見えないことには感じ取れるものもないので、何か具体的に納得できるようなものはないか。どのような申請をされて、どういう経過を経て、国の史跡指定が得られるのかとか、そこら辺のことをわかれば教えてもらいたいんですけどね。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 文化財の関係で、申請をしていくためには基本的な流れといたしましては、まず土地の所有者とか地元の住民の方の願い、同意が得られれば、文化財保護審議会の審議を経て、国史跡指定申請の方針を決定いたします。次に、県とか国に事

前協議を行い、指定条件について協議をしていくと。それから、史跡の指定及び整備に関する委員会を組織して、委員会の指導のもとに指定する範囲とか指定に必要な調査、地籍とか歴史とか発掘調査とか、関係の方を実施していきます。あとは県、国の助言を得まして、委員会で史跡指定範囲及び整備方針を策定し、国に指定申請を行うと。国の文化審議会に諮問して、答申を得て、国史跡に指定される。基本的な流れとしてはそういう流れでございまして、年数をはっきり申し上げられませんが、いろんなことを考えますと、おおむね10年以上の期間が必要ではないのかなというふうには考えてございます。

そういったことも地元の方々に詳しく説明をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） 次の質問にも関わるんですけど、その土地そのものの地権者が2、3名、大きく分けて2グループがあって、竹林だけの地権者2、3名、竹林の東側と西側と田んぼや畑を所有している地権者が15名ほどということで、地元の方の、先ほどもありましたけど、国の指定に向けてどういう段階が必要なのか。1番目に地元合意、次、県との協議、3番目に委員会設置とかあったんですけど、まずそもそもの1番目の地元合意というところに関しては、地元の地権者の方に話を聞いていると、田んぼとか畑を所有する地権者は駆除とか文化財保護のために一時的に使わなくても構わないが、永久的に使えなくなるのは困る、ただ文化財指定だったり、今、市が進めていることにはもう大半が合意しているということは聞いています。

そういう合意を得ていかなければならない段階で、僕が聞いているうちではそうですけど、今、市として10年はかかると言われていますけど、地元合意に関してはどこら辺まで進んでいるんですかね。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 地元との話し合いでございますけれども、今年に入りましてからも、今年のお初めについてはさっきの地方創生加速化交付金の説明とかもしてございますけれども、それが採択されなかった以後につきましても、先ほど申しました滋賀県の補助事業である里山文化財が織り成す地域支援再生事業について、平成28年度で終了する予定だった事業が29年度以降も継続され、永原御殿も申請が可能であるということが確認されましたので、5月29日に祇王学区の自治連合会、祇王まちづくり推進協議会の役員の方にも説明を行っているところでございます。その際も同様に申請する方向で賛同はさ

れているということでございます。

また、7月7日には本丸の地権者に対しまして、祇王学区の自治連合会、祇王まちづくり推進協議会の同席のもと、文化財保護課の職員の方から里山と文化財が織り成す地域資産再生事業の説明をして、さまざまなご意見もいただきましたけども、了解もいただいております。

また、8月4日には地権者の了解を得まして、祇王学区自治連合会の正副会長さんと祇王まちづくり推進協議会の正副会長とうちの職員の方で永原御殿の本丸の現地確認を行っているところでございます。これを受けまして、9月中に祇王学区自治連合会、祇王まちづくり推進協議会との協議の上、地権者の方の同意を得て、事業計画を県へ提出する、一応予定としてはそういう予定で進めております。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） 県に申請中ではなくて、これから9月中に協議して申請するということ。

（「これからの話」の声あり）

○6番（太田健一君） これからの話ですね。わかりました。

これもきのうの丸山議員の質疑の中、ちょっと答弁をお聞きしている中で、県が今、カワウの調査をされて、その中で7月にも専門家のカワウの対策に対して説明会みたいのがあったというふうにお聞きしまして、動いてもらえていることは大事なんですけど、これは参加されている地権者の話を聞くと、いろんな卵をよく似た卵にすり替えるとか、自治会の消防署のポンプに鳥の巣を落とす作戦もあるとか、地元で考えたり、専門家の意見も聞いたりした中で協議されていると言っていましたけど、これ、根本的な解決はできないということも言われていたので、今、言われた県の補助というのを申請受けた中で、竹林の伐採に加えて、文化財としての方向性で同時で進めていってほしいと思います。

これ、ちょっと通告していないんですけど、先ほど市長が岩井議員との質疑の中で、観光指針を今、作成中であるということも言われていたので、その観光指針、観光という観点で、今、部長もお話を聞いてもらいたいと思うんですけど、野洲市全体の城山とか、いろいろありますね。部長も知っていると思いますが、ここに山部会の方々がこういう感じで山の辺歴史の道ということで、北コースと南コースとか、頑張って地図までつくってされると。きのうの質疑の中でもさまざまなこういう資料をつくられている。行政とボランティアの方が一緒にタイアップしてやられていると。頑張ってされているのはよく知ってい

ます。こういうふうに頑張っておられるので、市全体の観光という点で先ほど妓王寺の話もしましたが、という面で、ちょうど今、そういう指針をつくっている最中なので、この文化財保護、整備ということを絡めて考えていくことというのは必要ではないかと思うんですけど、その点に関して何か思うところがあればお聞きしたいんですけど、ちょっと通告していないので、答えられればいいです。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 永原御殿跡の件についてですね。

○6番（太田健一君） そうそう。

○環境経済部長（白井芳治君） 先ほど、教育部長から説明がありましたように、永原御殿跡につきましては、歴史的価値が非常に高く評価されるべきものだと認識をしておりますので、史跡に指定された後、文化財として整備された後に地域活性化のために観光資源の1つとして活用していきたい、このように考えております。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） 最後になりますけど、時間の関係もあるので、通告の内容をちょっと省くんですが、参考というか、これも1つの手段ということで、先日、総務常任委員会の行政視察で鳴門市を訪れたんですけど、そこに「トリーデなると」という施設があります。これはもともと県立の鳥居博物館をリニューアルして、防災や交流の拠点として建てられているということです。ドローンによる撮影もあったり、ユニークなPRのされ方もされていて、僕たちも見せてもらったんですけど、ここは一見お城みたいな感じに見えるんですね。お城ではなくて、お城風に建物をつくって、瓦もアルミでいろいろ苦労した結果、ステンレス製の瓦にしたりとかしながらつくられている施設です。

無料の展望台として開放したり、ギャラリーなどもあるんですけど、珍しいのはそこが防災の拠点ということでも活用されている。その施設の中に500人分の食料とか、簡易トイレなどの防災備蓄の倉庫としても充実されておられるということで、改装するための費用として、耐震化を県、老朽化の改修を市がそれぞれ負担してということでした。

こんなような実例もあるので、こういった文化財保護の観点と環境という観点ともありますが、防災という観点も新たに加えてやるのも1つの案ではないかなと思います。その点に関して何か見解を求めたいと思います。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 先ほど申し上げましたとおり、史跡として指定されて、文化財として整備された後にはそういう施設も当然のことでございますけども、その施設を核として、他の施設との結び付きもございますし、夢のある観光施設として展開をしていきたいなというように考えております。

防災については、そういった部分についても活用できるかな、このように考えております。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） 防災という観点でもまた検討の中に入れてもらえればと思います。

要は、大事なのは環境とかカワウ被害対策という点ではなくて、文化財としての観点、そこら辺をうまく絡めていくこと。それと、その竹林被害の解決のためにそういう文化財保護ということが結果的に地元への問題解決につながる、そして野洲市全体としての活性化にもつながるということを地元の方であり、市民の方にも理解してもらえるようにして進めていってほしいと思います。

最後の質問に移ります。

スマートメーター設置による電磁波過敏症の健康被害について、質問します。

スマートメーターというのは、電気の使用料を30分ごと、1日48回に無線周波数電磁波を使って電力会社に送信する電気検針器のことでありまして、現在全国の各家庭においてアナログ式電気メーターからこの無線通信機能が付いたスマートメーターへの交換が進んでいます。

関西電力が設置している各家庭での電気メーターは約10年スパンで交換されていると言われていますが、例えば甲賀市ではスマートメーターへの交換設置が半分ほど進んでいるというふうに聞いています。このスマートメーターへの交換が野洲市内でどのくらい進んでいるのか、現状を把握しているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、太田議員のスマートメーター設置による電磁波過敏症の健康被害対策についての1点目でございます。スマートメーターへの交換の進捗状況の把握についてのご質問にお答えをいたします。

関西電力に照会をいたしましたところ、スマートメーターへの交換は平成26年4月より開始され、8年計画で進められているとのことでございます。現在の交換設置状況でございますが、野洲市だけの件数については不明ですが、大津市、湖南エリア全体では4割

程度の進捗であることを確認しております。野洲市でも4割程度と思われます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） このスマートメーターが電磁波を大量に放出して、電磁波過敏症の方々への健康被害ということが懸念されていますが、それを行政として認識されているかをお伺いしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 電磁波過敏症につきましては、WHO（世界保健機関）の研究報告では医学的な基準はなく、その症状は電磁界暴露と関連するような科学的な根拠はないというふうにされております。また、総務省におきまして、生体電磁環境に関する検討会の第1次報告がございます。それによりますと、電磁過敏症の症状等、電波暴露の因果関係については、確かな科学的根拠は現時点では発見されておらず、電波の健康管理において考慮すべき状況にないと判断するとして、WHOと同様の考え方を示されております。

本市では、電波と健康被害の因果関係については判断できかねますが、電磁過敏症の症状が存在することは認識しております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） 既にスマートメーターへの導入が進んでいる諸外国では頭痛とか睡眠障がい、耳鳴り、目まい、動悸などの健康被害が多発して、メーターから出火して火災が発生したという報告もある他に、第三者にこの電波を傍受されてプライバシーやセキュリティが侵害される可能性というの指摘されています。また、メーターから発生する無線周波数電磁波は、先ほどはWHOの報告では医学的根拠はないというふうに言われていたのですが、僕が聞いている情報の中ではWHOの国際がん研究機関（IARC）によって発がんの可能性があるというふうにも認定をされているということです。

3点目の質問の野洲市の電磁波過敏症についての認識はということに、存在は認識されているということを言われていたんですけど、じゃ、その健康被害に関する対策というのを行っているかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 電磁波過敏症、済みません。先ほどから電磁過敏症と申

し上げていますが、ちょっとこれにつきましては、国の方でもまだ十分に研究がされていないというところで、国の方の研究、報告書の中で用いておりますのが電磁過敏症ということですので、このようにちょっと回答させていただきます。

この電磁過敏症につきましては、医学的な基準が立証されておりませんが、先ほど過敏症ということではなくて、その症状があるということでご回答をさせていただきました。皮膚症状、頭痛、目まい、睡眠障がいなどといった電磁過敏症の症状というものが存在するということが広く知られていますが、電磁過敏症を訴える方に対しましては、臨床的に不安、苦しみを取り除く対応が必要であるということと認識しております。

本市といたしまして、これまで電磁過敏症に対する相談、あるいは問い合わせといったものはございませんが、今後、相談があった場合には医療機関と連携を取りながら不安や苦しみの解消を図り、症状が緩和できるよう、支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○6番（太田健一君） 言われたとおり、国内ではまだ認知は全然されていないこの電磁波過敏症なんですけど、先ほどある程度言ってもらったんですけど、症状としてはある程度の電磁波を浴びると体が過敏に反応する症状ということで、スウェーデンとかデンマークでは病気として認知されています。症状としては自律神経失調症とよく似ていて、病院では自律神経失調症と診断されることも多いんですが、その自律神経失調症の原因が電磁波であったという事例も多いと。

因果関係は国としてはいまだ認めていない、医療機関もそことしては認めていないというところがありますが、僕も以前、僕の友人がこの電磁波過敏症ですごい苦しんでいて、スキーのインストラクター仲間で長野に住んでいる子だったんですけど、家を全部アルミ箔で張ってということまでして、その中でも電力会社の電波塔があるので、それをもう撤去してほしいということで、歩いて、長野から東京までその彼女と同じ病気で苦しむ人と抗議しに行ったけど、なかなかそれでは電力会社も撤去はしないので、そもそもそうやって国が認めていない、医療機関もなかなか因果関係がつかめないという中で、結局その人はそこに住んでいたらどんどん被害が、悪く、もう携帯も持てない、パソコンも1日のうち何分かしか目の前で見れない、そういった本当に過敏な方がおられるというのは、僕は間近で見っていたので、結局引っ越しされて、本当にそういう電磁波が届かないところに、理解者の方と結婚して、そっちに暮らされている。自給自足しながら暮らしておられるんです

けど、そういったような人も、実際はいるんですけど、なかなか日本では認知度が低くて、苦しんでいる方々がたくさんいても表面化してこない。ということは、市民の中にも潜在的におられるかもしれないけど、表には出てこないというところがあるので、そこら辺のことをちょっと考慮して、ちょうど野洲市は前回の6月定例議会で消費者の市民、民間業者、市民と民間業者と行政の三方よしの野洲市くらし支えあい条例というのが提案されて全会一致で可決されました。

要は、この問題は市民への健康被害に対すると共に、消費者保護という観点、この被害を受けている方は本当に詐欺やと、関電なんかはスマートメーターを付けてから、その後につけましたよと、事後報告だけですね。中部電力とか他の電力会社は付けさせてもらいます、付けますよということを書いてやる。どっちにしても、こういう健康被害の電磁波が出ますよということは、それは民間業者はしないかもしれないですけど、それを全く伝えずにされているということで、詐欺的なやり方をされるという中で言われております。

そのことで交換してほしいということを書いたら、交換された事例がたくさん、ちょっと時間がないので、今、言えないですけど、関電の中でも、前のアナログメーターに交換してもらえるとということをされているところもあるし、事業所によっては、よそがやってもうちはしないという、奈良の事業所だったり、他の事業所があったりするんですけど、要は対策としてはそういうふうに替えていく。アメリカとかは、もうスマートメーター禁止と張っている家もあったりするらしいです。

そのように、いろんな対策の仕方もありますし、先ほど部長も言われていましたけど、そういった相談があった場合に医療機関を紹介するなりということもありましたが、関西電力に対してそういう交換もできますよとか、関西電力にそういう交換をしてあげて下さいというつなぎ役とかも必要だと思いますが、その点に関してはどういう思いなんですか。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 28年8月付は、今までなんですけど、消費生活相談としてスマートメーターによる電磁波に関する相談は寄せられてはいない状況でございます。もしも苦情なり相談なりが寄せられた場合については、市民生活相談課の方で対応はさせていただきます。

○6番（太田健一君） 終わります。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。再開を10時55分とします。

（午前10時39分 休憩）

(午前10時55分 再開)

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8号、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾世でございます。

質問に先立つ前に、今回の台風10号におきまして亡くなられた方に心よりご冥福を申し上げますと共に、被災地の皆さんの一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。今回の8月度定例議会では、私は次の3件について質問をさせていただきます。

まずはじめに、B型肝炎ワクチン予防接種、1歳から3歳の公費助成について、お伺いいたします。

本年4月から1歳未満の乳児に対し定期接種が決まり、8月議会の補正予算が生まれ、委員会で審議されることになっております。今回定期接種の対象とならなかった1歳から3歳の乳幼児に対して公費助成についての考えをお伺いいたします。

平成24年、日本小児学会は厚生労働大臣に提出した要望書の中で、このように述べられております。我が国のB型肝炎ウイルスに起因する肝がんの死亡者数は年間約5,000人、肝硬変による死亡者数は1,000人、また年間6,000人以上の新規感染者がいると推計されております。特に小児の感染者は無症状でも体液中のウイルス量が多く、感染源になりやすい可能性もあります。ウイルスに感染後、キャリアに移行する確率は1歳未満の場合90%、1歳から4歳の場合は20%から50%、それ以上の年齢になると1%以下に激減いたします。一方、幼児にB型肝炎ワクチンを接種すると95%以上で抗体が獲得され、感染防止効果は20年以上続き、安全性も高いと言われております。また、日本小児感染症学会の集団保育における感染対策の論文によりますと、ウイルスのキャリアの人の血液だけでなく、唾液、汗、尿、涙からも感染の可能性があり、小児期の感染、特に3歳まではその90%がキャリア化しやすく、一生の問題となり得るとありました。

平成14年には佐賀の保育所で園児19名を含む25名の集団感染の事例も起きております。うつってもすぐには何の症状も出ないこと。しかし小さいうちにキャリアになると、大人になってからいつ発病するかわかりません。爆弾を背負っていると言っても過言ではないと思います。定期接種化が始まる今、将来の肝硬変や肝がん発症の重症化を防ぐために、定期摂取の接種の対象から漏れた1歳から3歳の乳幼児に対する任意接種費用の一部公費助成をして保護者の皆さんの経済的負担を軽くし、任意接種への啓発をと考えますが、

見解をお伺いいたします。

次に、母と子を守り、産前産後ケア、我がまちのネウボラについて、お伺いいたします。

5月27日の衆議院本会議で急増する児童虐待への対応を強めていくために、児童相談所の体制整備を柱とした改正児童福祉法などが全会一致で可決成立いたしました。この中で母子健康法では「市町村は妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する子育て支援包括支援センターを設置するよう努める」と日本版ネウボラを法的に位置付けました。ネウボラはフィンランドで1920年に始まった子育て支援拠点で、フィンランド語で助言の場という意味だそうです。日本版では、子育て支援策をワンストップで対応すること。核家族化の進行で不安を抱えがちな子育て世代に対し、保健師やソーシャルワーカーなどが妊娠中から出産、産後までを継続して支援する安心の体制をつくり出すことを目指しております。

先日、東京中野区の取り組みをさせていただきました。同区では赤ちゃんを迎える妊婦とその家族の皆さんが安心して過ごせるように妊娠・出産・子育てトータルケア事業を始めました。特徴的なのは、まずカンガループランを作成することです。区内在住の全ての妊婦さんを対象に専門相談員が面談し、要望に応じて一人ひとりに適したサービスの情報を提供し、支援について一緒に考え、プランを作成した方には妊娠・子育て応援ギフト券1万円相当分が区から贈呈されているようでした。

また、なかの子育て応援メールは、出産予定日やお子さんの誕生日を登録すると妊婦週数やお子さんの月齢に応じて赤ちゃんの様子や子育てアドバイス等の情報配信を受けられるようになっております。また、産後期では、ショートステイ、デイケア、ケア専門家派遣などのサポートも用意されております。

時代と共に、家庭や地域のあり方が変化する中で、妊娠、出産、子育てと切れ目なく親を支える仕組みが極めて大切になってまいりました。その意味からも極めて子育て世代包括支援センターを核とした産前産後ケアは極めて重要です。また、ふえ続ける児童虐待においても一人ひとりの状況を把握し、より添う日本版ネウボラには大きな役割が期待されております。

そこで、我がまちの取り組みについて、以下の点をお伺いいたします。

まず1点目、子育て世代包括支援センターの活動状況と課題について。2点目、赤ちゃんを迎えるまでの妊娠期から赤ちゃんのいる産後期、そして育児期と切れ目のない支援体制について。3点目、特に産後ケア、産後サポートについて、一人ひとりに寄り添う体制

について。4点目、児童福祉法の改正により、さらなる安心して子育てができる体制について。以上の点の見解をお伺いいたします。

次に、3点目といたしまして、歩いて暮らせるまちづくりについて、お伺いいたします。

この件については以前にも質問させていただいたことがあります。また別の観点から質問をさせていただきます。

歩いて楽しいまちが健幸につながるの思いから、この「健幸」は、「こう」は「幸せ」という字を書きます、楽しいまちが健幸につながるの思いから質問をいたします。先日、この件のテーマの研修を受けてまいりました。そこで、新たに認識をした次第でございます。我が国では今後10年間で高齢化の加速度的進行と人口減が見られることにより、健康状態により生じる多様な問題は、これまで以上に大きな社会的課題となり、国民の安心及び経済力の維持という観点からも解決策を具体化していくことは重要であります。この健康状態に最もインパクトを与えるのは学年期及び中年期からの発症者が多い生活習慣病であります。この克服が現実的には政策的にうまくいっていないのが実情であると思えます。

まず1つ、自治体における課題として、市民の生活習慣病において、特に運動と食事をコントロールすることができれば、一定の成果が得られることは科学的に証明されているようです。75歳以上の後期高齢者が増加する我が国では、いかにこの層における虚弱化の速度を減じ、生き生きとした日常を送れるようにすることが重要な課題となっており、健康に無関心な層の成人が7割ある中、無関心のまま健康にしていく施策は歩いて暮らせるまちづくりとしております。

2点目、歩いて暮らせるまちを実現するためには、首長自身が科学的根拠に基づく政策推進の必要性、それを可能とする体制の構築、及びその具体策の推進が重要であると捉え、2009年に全国8名の市長と共に、Smart Wellness City 首長研究会、略称してSWCと言われておりますが、このことを筑波大学が事務局を担って発足させ、現在の参加首長は31都道府県、63区市町まで拡大されたそうです。滋賀県においては草津市が草津市長が参加されているとお伺いいたしました。

SWCでは、1、歩いて生活することを基本とするまち。そのためには、公共交通がサポートされているまちであること。2点目、高齢者が社会的役割を持てるまちであること。3点目、市民の健康、医療情報のデータに基づき、的確な健康づくり施策が展開されるまちであること。4点目、住民の行動変容を起こすために健康に関心が薄い層も含めて、対

象に適した情報が戦略的に提供され続けるまちの構築が必要であるということを目指しておりました。

まず1、歩いて暮らせるまちの構築の課題といたしまして、まず1点目、まちの構築が車での移動が前提となっている点にある。2点目、車に依存せずに移動したくても自家用車の普及により公共交通網が衰退していること。3点目、住民の多くが車利用の便利な生活に慣れてしまっていること、及びその生活スタイルを変更する必要性やメリットを理解していないため、住民の価値観の転換が必要であることとしておりました。

SWCとは、多くの住民が健幸、これも幸せの幸でございますが、になるためのまちづくり、すなわち歩いて暮らせるまちをつくることとしております。そのためには、まず1点目、市民が便利さだけを追求し過ぎない生活を許容できること。2点目、それをサポートするためには、1つ目に、社会参加、外出をさせてあげること。また、外出できる場づくり、にぎわいづくりをつくっていくこと。2点目、自助を強める施策をしていくこと。3点目、快適な歩行空間の整備が必要であること。4点目、適度な車依存から脱却を支援できる公共交通の再整備が必要であること。5点目、まちの集約化、このよう点の内容を具体的にさまざまな例を通して勉強をさせていただきました。

その中で、私は非常にこの歩いて暮らせるまちづくり、さまざまな観点から本当に市民の皆さんが歩いて楽しいまちに、また多くの方が今以上に歩くことの必要性を感じ、今回このような質問をさせていただきました。歩いて、快適なまちにするためには環境基本計画も策定されている中、目に映る環境整備とさまざまな課題はありますが、以上の観点から我がまちの歩いて暮らせるまちづくりについて、市長の見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員の3点目の歩いて暮らせるまちづくりについてのご質問にお答えします。

まず、歩くことの効能は多岐にわたりまして、それを可能にするまちづくりはご指摘のとおり重要であると考えておりました、私の市長になってからのまちづくりの根幹は、私自身も歩くことが大好きですが、歩けるまちというのが1つ大きな柱になっていると思います。ご指摘のように、歩くことは心と体、健康によいことはもちろん、住民同士のふれあい、地域コミュニケーションの活性化、そして自然や歴史的資源への関心の高まりや、その延長として研究や保全とか保存活動の促進、まちの危険箇所への気付きや発見と

いった、本当に多くの利点があります。

具体的には、健康面だけ見ても生活習慣病の予防と改善、それによる医療費負担の軽減、また歩行運動による感情面、精神面でも好ましい影響、脳の活性化など、本当にたくさんの効果があることが既に挙げられています。ご指摘のとおり、野洲市における高齢化率は平成28年8月1日現在では24.6%で、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年では37.3%となる見込みであり、超高齢社会に向けての取り組みを一層進める必要があります。身体活動や運動の量が多い人は少ない人と比較して循環器疾患やがんなどの発症リスクが少ないこと、また歩行速度が速い高齢者ほど生活機能を維持しやすく、余命も長いことが知られています。

このため市民一人ひとりが主体的に生活習慣の改善や健康づくりを実践し、健康で生き生きと暮らせるまちづくりを目指した野洲市ほほえみやす21健康プランを策定しまして、こういった取り組みを進めています。この取り組みでは医師会、薬剤師会、健康推進連絡協議会等の各代表から成る推進委員会と学区ごとの健康を考える会により推進されていますが、平成26年度には市からの積極的な提案と予算措置を行いまして、推進委員会の主な活動として、啓発資料「これならできる！私の+10（プラステン）ー今より10分多く体を動かそうー」を作成していただきまして、市民に日常生活の中で身体活動、量をふやしていただく取り組みを行っています。当初、これを提案したときはもっと毎日生活の中に歩いてもらうことの取り組みをということだったんですが、とりあえずこの一歩で今日、パンフレットを持ってきていませんけども、歩くことの促進の取り組みをこういった形で進めてもらっています。

また、健康を考える会ではウォーキングマップの作成や旬の地元産野菜を使った料理教室など、地域の特色を生かした健康づくりの取り組みも進めています。

さらに、老人クラブ連合会ではグループで歩く活動を進めておられまして、これも特別に予算措置をして、補助を継続しております。

また、こういったソフト面とあわせて、ご指摘のように楽しく安全に歩ける環境が必要であります。交通網や公園、歩道の整備など、都市環境の整備もあわせて重要であります。まち全体を視野に、このような取り組みを進めると共に、既に着手しています駅前南口周辺整備構想、そして立地適正化計画、特にこの中では徒歩圏のカバー率の上昇、徒歩圏歩いていけるエリアの拡大を目指しておりまして、こういった取り組み。さらには景観づくり、歩いて楽しいまちでないといけないので、景観形成、そして琵琶湖周辺を生かした観

光振興の計画づくりも進めています。こういった面、さまざまな面で市民の方が歩く、健康が大事じゃなしに、歩くことの総合的なメリットを享受していただける地域づくりを進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、梶山議員の1点目の質問になりますが、B型肝炎ワクチン予防接種、1歳から3歳の公費助成についてということでございます。特に定期予防接種の対象から今回対象とならなかった方への任意接種の一部公費助成ということでございます。ご質問にお答えいたします。

本年10月1日より実施予定の1歳未満の乳児を対象といたしましたB型肝炎定期予防接種につきましては、本議会において予防接種関連経費を含む補正予算を提案しているところでございます。国が1歳未満の乳児をB型肝炎定期予防接種の対象とした主な理由でございますが、1歳未満の乳児がB型肝炎ウイルスに感染した場合、9割の高い確率で持続的な感染状況、いわゆるキャリアでございますが、となり、将来において、一部の方が慢性肝炎、肝硬変、肝がんを発症する可能性があることによるものです。今回、予防接種化にあたり、国においては乳児以外の接種対象者の拡大の必要性についても検討されておりますが、小児期における感染の実態把握が不十分があるなどのことが対象を拡大しなかった主な理由とされているところでございます。

しかしながら、乳児期に限らず幼児期の早い段階に感染いたしますと、持続的な感染状況、キャリアとなる確率が高いことがある、やっぱり国では確認されておりました。本市では早期の予防が課題であると認識をしております。こうしたことから、本市といたしましては、B型肝炎の任意接種の公費一部助成につきまして、今後、予防効果、あるいは財源等を勘案いたしながら対象年齢や助成方法等についても検討してまいりたいと考えております。

引き続きまして、2点目の母と子を守る産前産後ケア、我がまちのネウボラについてのご質問のまず1点目の子育て世代包括支援センターの活動状況と課題について、お答えいたします。

本市では、現在子育て世代包括支援センターを設置して活動はしておりません。しかしながら、子育て世代包括支援センターで行うこととされている業務については、既に関係課が役割を分担し、必要な情報を共有しながら一体的な支援に向けて取り組んでいるとこ

るでございます。

子育て世代包括支援センターの主な業務でございますが、1つは妊産婦及び乳幼児等の生活や子育ての実情を把握する。2つ目でございますが、妊娠、出産、育児に関する各種の相談の応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行う。3つ目につきましては、妊産婦の支援プランを作成する。4つ目でございますが、妊産婦や子どもの健康相談、健康教室、家庭訪問などの母子保健事業を実施する。これらの4つの業務につきましては、健康推進課が実施しております。5つ目になりますが、保健医療、または福祉関係機関との連絡調整でございます。こちらは虐待予防の視点から、健康推進課と家庭児童相談室が定例で連絡会を開催しておりまして、保健福祉のハイリスク者への支援を行っております。また、母子保健の課題解決に向けて、地域医療あり方検討会の母子保健部会、これ市内の産科医、あるいは開業助産師、大学の教授などで構成してございますが、この中で具体的な施策を検討しております。6つ目でございますが、子育て支援事業、こちらについては、子育てを支援することを目的といたしまして、個別訪問やショートステイ、親子交流の場の確保、保育園等の一時預かり事業等、豊富なメニューをそろえて実施しているところでございます。

また、課題につきましては、母子保健法の改正によりまして、平成29年4月から市町村に今回の質問でもございます子育て世代包括支援センターの設置に向けた努力を要請されているところでございます。子育て世代包括支援センターに期待される機能、連携については、現状においては先ほどお答えしたように確保されていますが、さらなる強化のため検討が必要かと考えております。

次に、第2点目の妊娠期、産後期、育児期までの切れ目のない支援体制についてのご質問でございますが、妊娠期では母子健康手帳交付時に保健師、または助産師が聞き取りを行い、支援が必要な妊婦に対しましては支援プランを作成、健康相談等の勧奨や家庭訪問を行っております。また、産後期では母の産後の健康と新生児の育児支援等のために家庭訪問を行っております。育児期では乳幼児健診で子どもの成長の確認や子育ての相談を受けております。また、子育ての情報提供や仲間づくりを目的とした健康教室や健康相談を行っております。

このように妊娠期から育児期までの支援体制については、母子保健事業を中心に民生委員、児童委員や社会福祉協議会の協力を得ながら事業を進めることで切れ目のない支援体制につながっているものと考えます。

次に、3点目の産後ケア、産後サポートの一人ひとりに寄り添う体制についての質問でございますが、産後ケアは核家族化や地域のつながりの希薄化など、社会情勢の変化により妊産婦や母親の孤立感や負担感が増していることから、本市では本年度からセーフティネットとして産後ケア事業によるショートステイやデイケアを実施しております。また、一人ひとりに寄り添う体制についてのご質問ですが、妊産婦支援事業の相談を中心として地区担当保健師が各家庭を関わりを深めながら寄り添った支援に心がけているところでございます。

最後に、4点目の児童福祉法の改正による、さらなる安心して子育てできる体制についてのご質問でございますが、今回の児童福祉法の改正は、全ての児童が健全に育成されるよう児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化を図るとされております。本市では、母子保健事業において児童虐待の早期発見と予防に向けた連携は既に実践できているところでございます。しかし、今回の改正を受けまして、点検は、やっぱりする必要はあるかと思いますが、今後、この体制をさらに充実をさせまして、妊産婦や母親が安心して子育てできるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） 総括ですので、ちょっと順番に整理して、再度質問させていただきたいと思っております。

まずはじめに、市長に歩いて暮らせるまちづくりについての考えをお伺いいたしましたので、再度少し詳しくお伺いしたいと思っておりますが、今回、非常に私も健康についての意識を高めないといけない、自ら感じた次第ですけれども、研修の中で早く死ぬベスト20の中のベスト5が、1から5はこれだということをおっしゃった中で、まず1位が高血圧だそうです。2点目がたばこの喫煙、これは研究の結果ということなんですけれども、3点目が高血糖、4点目が運動不足、5点目が肥満という、この5点が挙げられている中で、健康なまちづくりにしていくためにはこういった病気にならない解消が必要だということで、たばこの喫煙はやめない限り難しいんですけれども、あとの高血圧、高血糖、運動不足、肥満は次の点で解消できるというふうにおっしゃってございました。

まず1つは、先ほど市長もおっしゃっていた歩くことが一番ということ。2点目は、歩くことだけではだめだということで、筋力を付けないといけないということで、筋トレを意識して行うこと。3点目は食生活をバランスよく行う。この3つを意識的にすれば、

この病気は改善できると断言しておっしゃっておりまして、日常生活がこういった意識をして行動することが非常に大事ということを感じた次第でございます。

この死亡リスクの4位に運動不足が掲げられておりまして、そこで私は野洲市、先ほどからプラスアルファの歩くこととか、市長も細かい点もおっしゃって下さったんですけれども、もう一歩前進した取り組みが必要ではないかというふうに感じておりますのは、今、一生懸命取り組んでいただいている方はそれでいいと思うんですけども、まだ外へ出られない方、家の中に閉じこもって出たくない方、歩くことが苦手な方、歩きたいと思ってもなかなか歩けない方、そういう方を歩く方向に持っていく施策がこれからは必要ではないかというふうに思います。

実際、私も最近、歩くように意識しているんですけども、先ほど市長がおっしゃった、さまざまな道路の問題とか景観の問題があると思います。やっぱり、歩いて楽しいというのは、目に映るものが快適でなければ、目に映るものが余り不快を感じるものであれば歩いても楽しくありませんので、そういった面では、道路を歩いていて、目に付くところの環境整備とかあると思います。先ほどの答弁、3期目の構想の中でもおっしゃっておりまして琵琶湖までのそういう道路の整備がまだできていないということで、野洲は山、川、湖という、非常に全てそろった環境の中で、本当にきれいなまちにしていけばもっともっと歩くことが楽しいんじゃないかというふうに感じます。そういった具体的な取り組み、景観も意識した本当に歩いて楽しいまちに、これから具体的にどのような考えをお持ちなのか、また今、この運動不足を、5万人の人たちが住んでいるわけですけど、皆さんが本当に一歩外に出て、楽しく歩いて暮らせるまちにしていくためには、まずどういうところから取り組んでいこうとされているのか、この点を再度お伺いしたいと思います。これが市長に対する質問です。

瀬川部長に、型肝炎ワクチンの予防接種につきましては、今、今後関心も非常に深まるということと、安心の部分で予防施策とか財源を考えてこれから検討していくということですので、この件は早期実現を期待いたします。よろしく願いいたします。

非常に、1回6,000円近くかかるということ、目安では5,800円というふうにおっしゃってございましたけども、地域によって違いますが、1回6,000円から7,000円かかり、3回しなければいけませんので、この金額が非常に高いということで躊躇されている方もあるようです。今、伺いますと、民意で50%ぐらいは受けているということで担当者から聞いておりますが、対象者が全員受けられるように、また将来不安のな

いように、そういった啓発も含めてぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

これは答弁は結構です。

次に、我が市のネウボラの取り組みでございますが、先ほど子育て支援におきましては、市長もどこの市よりも積極的に取り組んでいるということで、言っていたとおり、昨年10月からは妊産婦包括支援事業も開始されて、相談体制も充実されていることも伺っております。そんな中で今回児童福祉法の改正に伴いまして、全国的にもトータルケアが見直しということで進められている中で、私も先日、中野区、東京まで行って、ちょっとそういう方たちのお話を伺ってきまして、本当に切れ目のない産前、産後のケアが大事だということを感じました。

そこで、特に先ほど部長からおっしゃっていただいた中で、特に産後ケアですね、産後のサポートについて、一人ひとりに寄り添う体制について、再度もう一度お伺いしたいと思うんですけども、この本市におきましては、今年の4月1日から野洲市産後ケア事業ということで、野洲市に委託された産後の1日通所サービスと宿泊サービスが行われております。1泊6,000円で、1日は3,000円ということで、これ1泊は1日3食付きで6,000円、通所サービスは1日3,000円で、非常にこれは野洲病院が取り組んでいる事業としては、1泊3万円もするというので結構高い。それでも、やはり利用者がある。産後、本当に安心して母親がゆっくりしたいということで、1泊3万円かけても利用者があるということも伺っておりますが、これは経済的に大変な方は非常に難しいと思いますが、そこで、今回先駆けて1泊6,000円、最高1週間で6人分ですか、予算を組んでいるというふうに聞いております。また、通所サービスでは、1日3,000円で4人分、計合わせて10人分。これは6カ月までの間の方が対象ですけども、聞いております。

ニーズにつきましても、非常にリスクの高い方については、これからしっかりと相談を受けて、こういうところを紹介したいというふうに聞いておりますが、今日まではまだ対象者はいないということで、これだけの予算を組んで、本当に一人ひとりに寄り添って、助産婦さんが本当に産後の大変なときに関わってあげれば、非常に安心感というのか、子育てに対する本当に勇気が湧くという、そういった体験者のお話を伺いましたので、そういったところを利用できるような体制を本人の希望ですので、家庭環境に守られて、行く必要のない方がいいですけども、結構利用したい方があるのではないかと思います、その辺のニーズについての確認をどのようにされているのか。産前産後の相談の中で、一

応、そういうハイリスクの方を意識しているということは聞いているんですけども、一歩踏まえて、やっぱりもっと必要ではないかというふうに、この制度はせっきく予算を立てていただいておりますので、安心の部分をどのように考えておられるのか、再度この部分だけご質問させていただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員からの歩くことについての具体的な取り組みについての再質問にお答えをいたします。

まず、一般的に言いますと、歩くことが促進されるかどうかというのは、やっぱりまちの総合的な魅力によると思っています。さっきいろんな要素を申し上げましたけど、そういったことが全体としてレベルが高くないと歩いて楽しくないと思います。個々のご質問で、家に閉じこもってなかなか外に出られない方をどうするか。これについては、既に、特に高齢者が一般的な課題になると思うんですけども、いわゆるふれあいサロンですとか、あるいは老人クラブ連合会のいろんな取り組みもその1つになっていますし、その中で百歳体操というのも結構やってもらっていて、普及していますので、完全ではないんですけども、それぞれの主体が積極的に取り組んでもらっているというふうに思います。

それと、歩くことというだけでは筋肉は増強されませんが、おっしゃるように筋トレなんですけども、その筋トレはいろいろ議論がありまして、専門家に聞いてもエビデンスがないと、一時少しある業界といいますか、あるサイドからの働きかけがあって、厚労省筋トレをかなり重視したメニューになっていますけども、筋トレだけというより、やはり総合的に歩くとか、運動するということの促進でもって、高齢者、中高年の健康と体力増強を図っていく方がいいのではないかなと思っています。

それと、具体的な取り組みは、本当はこの平成24年の資料をつくる前に大分議論しまして、私たちが提案したのは、例えば少しポケットパークみたいなのがあれば、そこに安全な健康器具、それを置いておいてぶら下がったり、少し体を伸ばしたりということも組み込もうとか、あるいはコース案内、ここからあそこまでだったら2キロですよと、何歩ですよと、何歳だったらこの程度の時間でとか、何かそういうような表示があるまちづくりもしょうとか、それと、三上山の登山の方は多いんですけども、登山口までが結構退屈なので、国道を歩いていたりとか、そういうところにも少し、やはりスポットをやる。あるいは、湖岸でも、野洲駅から琵琶湖畔まで歩こうという人は一般的にいないんで

すけども、それも今回のご質問があるように妓王寺へ寄っていくとか、あるいはその手前のどどこへ寄っていくとかということをつないでいくと意外に歩けるかもわからない。

それと、やはり帰りのバスの連絡とか、そういった総合的なことを議論していたんですけども、冒頭申し上げたように、なかなか人のそこにアイデアとか労力を割く余裕もないので、とどまっていますけども、ぜひそれは実現したい。プログラムはかなりある程度できていると思うんですけども、実際、じゃ、どこに健康器具を置くのか。どこにどういうプログラムで表示をするのか。それと、アドバイス、評価をする仕組みも入れようと、自分がこれだけ歩いたんだけど、じゃ、それは自分の健康とどうなっているんですかという、プログラムのアドバイス、結果のアドバイス、これも市の保健師だとか専門家を入れてやろうということもその当時議論したんですが、単にその資料だけになっていますので、それはできるだけ早く実現をしたいと思っています。

それと、もう一つはクリーンセンター、あそこを整備して、次に旧を解体して、余熱施設をつくります。温浴施設であると共にプール機能を持たそうと。あそこは里山ですから、そして、うまくトレッキングコースをとると、市のお金だけでは難しいので、林業の事業と組み合わせて、例えば希望が丘へ抜けられるルートなんかも結構魅力があるので、そうしてまた、一風呂浴びてもらって帰ってもらったらいいわけですから、これも今、クリーンセンターの余熱利用施設の検討の中では考えていますので、幾つか具体的な取り組みがそんなに大きなお金もかけないで、かつ時間もかけないで実現できるのではないかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、先ほどご質問いただきました、特に野洲市の妊産婦支援事業、包括支援事業の関係で産後ケア事業についてのご質問にちょっとお答えをさせていただきます。

この産後ケア事業につきましては、28年度、本年度から実施しているところでございますが、この運用といたしまして、全体の流れは妊娠期から子育て期までの総合的な相談を通して、特にハイリスクのある方等については、心身のケア、リフレッシュをしていただくことができるよう、セーフティーネットとして産後ケア事業を実施しているところでございます。

当然利用者負担を伴いますので、この中で本人の同意も必要なんですけども、その前提とし

て相談等の中で個別にケアプラン等、支援プランを作成しながら本人に寄り添ってご意向等も確認しながら進めていくような事業になっております。今現在は利用者がございますが、今、相談を受けている中には利用を勧めている方も少数ではございますが、と聞いておりますので、事業のあり方として当面は、もうしばらくは、始まったところなので、このように妊産婦からの相談支援を通しながら必要な方に利用を進めていくというやり方の中でこの事業を実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） ありがとうございます。

市長の方から平成24年、ポケットパークをつくって、健康器具とか、これ私もこういうものがあれば非常にいいなというふうに、特に最近、鹿児島県のやねだんというところにちょっと視察に行ったときに、皆さん非常にお元気で取り組んでいる中で健康器具が置いてありまして、私もその健康器具を使ったんですけども、70幾つの方と一緒にして、私は全然足も及ばない、何もできないという、実際使ってみると、体がかたいのかなという感じまして、そういう歩く中でそういう器具があると使ってやってみたい、そういうまちがあればいいなということを感じたところでございましたが、市長がそういうことも今後考えていきたいということでございますので、ぜひそういう、この平成24年の考えがなかなか実現できていないということですので、再度この内容を実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

この間、市長が4回シリーズでまちづくりフォーラム野洲2016、今回4回フォーラム、4回コースで今度9月22日、医療関係の方がおりますけども、ここでは1回目は「安心と豊かさを実感できるまちへ キックオフ・フォーラム」ということでスタートをしました。2回目は「誰もが安心して豊かに生きるためにできること」というテーマでされました。私も2回とも参加させていただいて、野洲市が今、大きく駅前も含めて変わろうとしている中で市長の取り組みだったというふうに聞かせていただいておりますが、ここで市長は誰もがということよりも1人がしっかりと安心して豊かに育てられるという、その他大勢というよりも一人ひとりに焦点を当てていきたいというふうなことをおっしゃってございましたので、こういった中に皆さん一人ひとりが歩いて楽しいまちというものもこの中にしっかりと入れていただきたいなという思いがありますので、この辺ちょっと感想を込めて付け添えておきたいと思っております。

あと、ネウボラの取り組みなんですけども、野洲市は先日、県からも昨年10月に発足した妊産婦のケア事業で市が県からも先駆けて取り組んでいるということで、視察にも行きたいというような要望があったぐらいなので、非常に早い取り組みを、国の制度よりも取り組んでいただいているということは認識いたしております。

しかし、全体的に今、虐待がふえている中で、虐待の内容も聞かせていただきましたけれども、やはり産前産後のきめ細かな対応の中でどれだけ、今、保健師さんが中心に訪問されているというふうに聞いております。中野区の場合は助産師さんが手分けしてきちつとということで、助産師さんの訪問と保健師さんの訪問では、やはり寄り添い方が違うということで、そういった赤ちゃんを取り上げた方が寄り添うということは非常に安心の部分であるということで、私も聞かせていただきましたけれども、今後こんにちは赤ちゃん事業で4カ月未満の訪問がされておりますけれども、しっかりとその全世帯にそういった孤独にならない取り組みがしっかりされているのかどうかというところが若干心配な部分であるんですけども、ちょっと再質問の中で入れてなかったその部分、ちょっと瀬川部長に触れていただいて、私の質問を終わりたいと思いますが、いずれにいたしましても、これから野洲市民が本当に快適に野洲に住んでよかったというまちになっていくような取り組みをしっかりと、出産から高齢者までが本当に野洲に住んでよかったというまちづくりにしていただくことを希望いたしまして、最後の1点を質問して終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 今、梶山議員の方から保健師を中心とした妊産婦への訪問なり相談という部分の他に助産師によるということでどう考えているのかというようなご質問だったかと思いますが、この妊産婦を支援していくために基本的に昨年度までですが、妊産婦支援事業、これは相談を主体とした内容になるわけですが、必要な方に支援プランを作成していくというようなこととなりますが、この業務については、今現在、助産師の嘱託職員を雇用いたしまして、主にこの相談がこの助産師を中心として妊産婦さんと相談支援ができるような体制を確保しておりますので、こういった意味からは、今、議員がおっしゃった趣旨にはかなったような事業実施になっているものというふうには考えます。

以上です。

○16番（梶山幾世君） ありがとうございます。終わります。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

（午前11時44分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4番、岩井智恵子議員より発言を求められておりますので、これを許可します。

岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 先ほど一般質問で「債権管理条約」と申し上げましたが、「債権管理条例」の間違いでございました。ここに深いおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

○議長（市木一郎君） 続いて、健康福祉部長より発言を求められておりますので、これを許可します。健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 午前中の梶山議員の最後の産前産後ケアのご質問の答弁で、妊産婦の相談支援にあたっている助産師の職ですが、「嘱託職員」と申し上げましたが、正しく「臨時的任用職員」でございましたので、この場をおかりしまして、訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第9号、第14番、鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 第14番、鈴木でございます。

午後のトップバッターとして、2題の質問をしまいにしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、岩井県、また北海道における台風に見舞われた方々の一日も早い復興を心からご祈念申し上げたいと思います。

私たちの住む郷土野洲では、今、食にナンバーワンのみずかがみが刈り取られております。そのみずかがみの様子を見ていますと、すばらしい穂ができて、「稲は実るほどにこうべを垂れる」という昔からの言葉がございます。私ども議員も、やはり実りの多いような、そういう稲穂でこうべを垂れて、市民の負託に応えてまいりたいと私は考えております。

それでは、質問に入りたいと思います。

まず最初に、立地適正化計画とまちづくりについて、お尋ねをしたいと思います。

それまでに、この一般会計予算規模の推移を23年度から27年度まで上げさせていただきました。27年度の決算では249億という莫大な金額で、過去最大の金額になっております。これはもとより私が後で申し上げますが、クリーンセンターとか、そしてまた

こども園の整備等に充当されているもので、過去最大の249億、約250億の予算でございます。しかるに、このような250億近いこの予算規模は、やはりこの野洲市を会社に例えるならば、私は市民が株主であって、行政がそれを運営していくと、いわゆる市長が250億の売り上げのある株式会社の社長だというように私はっております。

そしてまた、午前中にいろいろの議員の方の質問の中にあつたように、市長においては、我がまちに本当にすばらしい施策を展開していただいたことについては、私もこの場をおかりして深く御礼申し上げたいと思います。いろいろと申し上げたいことはありますが、一般質問の中で限られた時間でございますので、本題に入っていきたいと思います。

本市の立地適正化計画については、平成29年度、国、県への事務要望事項で、重要課題として取り上げられています。本計画は、都市再生特別措置法に基づき20年先の将来都市像を見据え、立地適正化計画について平成28年度から29年度にかけて策定されております。全国的に見ても当湖南地域は人口増加傾向にあるが、本市においては、人口集中地区内の人口密度が72.9人減ったで、県内では最も高い水準を維持する一方で、市街化区域が12.5%、草津市が38%、守山市が28%、栗東市が26%と、他市に比べて非常に狭い市街化区域であります。ですから、新たな宅地開発ができないと、都市構造上の野洲市の課題となっております。このことは当然、固定資産税、個人市民税にも影響を及ぼし、将来的に潤沢な自主財源確保が難しくなると思います。

ちなみに、平成26年度は自主財源比率が57%、依存財源43%、平成27年度は自主財源が49%、依存財源が51%であります。先ほど申し上げました27年度はクリーンセンター、あるいはこども園の整備により高くなったと考えられます。また、本計画は野洲駅南口周辺における都市機能誘導施設として、28年度内に策定される都市再生整備計画に位置付けられる野洲駅集客医療拠点、市民病院を中心に健康とにぎわいをテーマに野洲駅南口地区の整備も図り、持続可能な都市構造へと転換を図るものです。

また、それ以前に私は申し上げたいのは、大分古い話になりますが、これ平成19年7月30日に企業立地促進法に基づく工場誘致の特例措置というものが平成19年7月30日に当時の経済産業省の甘利大臣から出ております。このときに、当時の市長はこの措置は滋賀県で野洲市が第1番やということで、職員さんもお存知だと思います、約140ヘクタールを工業団地として造成していくという、そういうようなお墨付きを甘利経済産業担当大臣からいただいておりますにもかかわらず、何にもその効果が発揮できていないというのが現状なんです。これはこの立地適正化計画とは関係がない話ですが、全て計画倒れに

物事が終わってはならないという思いを持って質問をしておりますので、理事者の方もその辺をお汲み取りいただきたいと思います。

では、以下の点についてお尋ねいたします。立地適正化計画の策定に関わる弾力的な運営とはどのような運営なんですか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 鈴木議員の立地適正化計画の弾力的な運用についてのご質問にお答えをいたします。

立地適正化計画というのはご存知のように国が示している計画でありますけれども、かつての高度成長期、あるいは都市化の拡大によって広がっていた市街化区域を今の少子高齢化、人口減少社会の実態を踏まえて、いわゆるコンパクト化することによって、活性化の維持を図って都市機能の充実を図ろうという計画です。そういう意味では、広がったものをもう一度再編集積をしようという計画ですが、野洲市にとっても都市集積はまだまだ不十分でありますけれども、少し特殊な事情がありまして、今もご指摘のように市街化区域の面積が12%である。近隣でもその倍か3倍近い面積です。土地が要らないんじゃないし、本当に野洲に住みたい、うちを建てたいという要望はかなりありますし、あと工業立地、よそからも話もありますし、中で展開しておられるところが1ヘクタール、数ヘクタール欲しいという話を従前から聞いています。でも、農地の転用はそう簡単ではないですし、ごく一部ありますけれども、使える土地はもうほとんどないという状態です。

そういう意味で、国の方針とは少し違う動きをせざるを得ない。まとめつつ、一方では必要なところで広げるということですので、一般的な立地適正化計画とは少し違う計画づくりをしないといけないというところは弾力的な運用をしていただきたいということで、立地適正化計画に取り組む当初から国交省には、ちょっと異例ですけれども、野洲市の特殊事情でこういう運用で行きますということで了解を得て進めております。

そのためにはまず計画づくりで集積を図る場所がどこかといいますと、今、計画でお示していますように野洲駅周辺をまず1つの拠点、そしてから、あと旧の中主町役場周辺ですね、西河原、吉地あたり。あそこにも集積がありますから、拠点とするということと、たちまち篠原駅が南北両方アクセスができるようになりましたから、1つの拠点ですし、中長期的には今日もご質問ありました祇王新駅、こういった形で集積を図ると共に、一例で言いますと、近江富士団地ですとか、そういった一定の人たちが住んでおられる地域、あるいは旧の集落にとっても便利が低くならないようにということで交通アクセス、ある

いは道路の便宜によってその集積のメリットが受けていただけるように取り組んでいくという方向で考えています。

それと、野洲市の特殊な課題としましては、先ほど言いましたように、野洲駅前が3、40年何もないと、あったときでも工場しかなかったという、この近隣のまちから比べても、いわゆる市街化形成、都市集積がそもそもなかった。だから、都市集積を図るというか、散らばっているものもなく、そもそもなかったという意味では、私は集積というよりは創設という要素も秘めています。今、いろいろ野洲駅前の計画を練っていますし、いろいろなご意見もありますけれども、商業とか何とかという以前に、まず都市機能の集積を駅前を中心にして広げて図っていかないといけません。30数年間、市街化区域の低未利用地を抱えているまちというのもこれ珍しいまちであります。

それと、もう一つは鈴木議員も関係はしておられますけれども、平成22年ぐらいから手がけまして、いろいろ国、県、本当に一時はけんか腰だったんですけども、2年間かけて、平成24年に約17. 数ヘクタールを市街化区域にしました。基本的には、大規模小売店を中心にした商業系、サービス系という計画でその前提で都計審も通していただいて、国、県との協議も終えています。でも、残念ながら、これ4年経ちました。これ低未利用地です。ラベルが、レットルが張られています。本当は今の立地適正化計画で大きな課題は、野洲駅前は今、見通しが立っていますけれども、この17. 数ヘクタールをどうするか、これだけの市街化区域の低未利用地を抱えながら拡大ということがなかなか論理的に難しいんですけども、それもあわせて、今回の立地適正化計画の中できちっと位置付けていきたいということでもあります。端的に言いますと、コンパクト化しつつ、拡大も図ろうというのが弾力的な運用であります。

それと、なお財源で言っていたんですけども、依存財源と自主財源の比率が云々ということもありますけれども、決して自主財源比率が低いからだめだというわけではなくて、うまくいろんな補助金とか交付金を活用して事業を行うと、当然、絶対金額としての自主財源が減ってなくても比率として減ってきますので、むしろ一番効果的なのはそのバランスを見ながらやっていくのが当然でして、単純に自主財源の比率が高いからいいという意味では、私は当初からやっておりません。

それから、一説には野洲市の借金、債務がようやく400数10億あるとおっしゃっているんですけども、これも幾ら言ってもご理解されないんですが、借金のかわりにいろいろな資産、学校があったり、治水施設ができていたり、ですから、消費されたお金で借金し

たらだめですけども、きちっと社会資本が整って、子どもたちが安全な学校で快適に学習ができる、子どもたちが安心な施設で保育を受けられるといったものは決してこれは無駄な借金じゃなくて、バランスシートからすれば、当然あってしかるべき借金で、いつも言っていますように健全に計画的に返済ができていれば、決して借金は怖くない。むしろ施設が市民のために活用されているかどうかの方が肝心でありますので、立地適正化計画にも及びますので、そういった観点からこれからの野洲のまちづくりを進めていきたいと思っています。

恐らく国8バイパスが通じますと、守山よりも鉄道と道路のアクセスが格段に高まります。それと、草津よりも高まるんではないかなと思いますので、それを見越した立地適正化計画なり、まちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ただいまの回答の中で、コンパクトシティー、これは国が示している都市形成の形をそのまま持っていくものであって、市長の今の答弁では、この若干国の方針とは違ったようなコンパクトシティーの形成を今、説明していただきました。

例えば、都市機能がその一部に集積していくとしたら、例えば篠原学区とか、そこらのお住まいの方たちが非常に、そりゃ交通アクセスを便利にすればそれまでですが、そういうような離れたところがどういような影響があるのか、そういうことについてもぜひとも考えていただきたいというのと、例えば篠原を例に出しましたが、私は詳しく調査はしておりませんが、篠原学区ではコンビニも1軒もないというような、今のこの状況ですから、やはりそこにお住まいの方たちがどのように思うておられるのか、そういうことも踏まえてコンパクトシティー化をしていかなければならないということを私は思っております。

それから、市長がおっしゃいました都市集積、これは創設をすると。そこで、機能を働かすということですね。また、平成24年に17.5ヘクタールの市街化区域をこれ、当時、私も都市計画審議委員でございました。この中でも都市計画審議員の方がおられます。例えば、C地区を近隣商業区域に持っていこうという発言もされております。しかし、蓋をあけてみたらそうでもない。なかなか難しい要素がたくさんあります。そしてまた、県道大津能登川線の道路幅の関係、さまざまなことが要因として挙がっております。

一般質問の中でも、企業誘致、企業誘致とおっしゃっている方がたくさんおられますが、

市長がおっしゃいましたように、この17.5ヘクタールのうち約900ヘクタールほどを近隣商業区域にして大型商業店舗を誘致しようという、これは計画策定中です。事前協議にも出しているというような話もお聞きしておりますが、ちなみに、今、この17.5ヘクタールのこの農地を固定資産税別に見ると30万までなんです、固定資産税としての納付しているのがね、この17.5ヘクタールで。ところが、そういう商業集積、あるいは住居を張り付けていった場合、これは私の試算ですよ、少なくとも土地建物、それに付随する償却資産税で大方1億5,000万から2億入りますよ。これは私の試算ですよ。ですから、やはり議員も自主財源の確保というてうたっておられる議員がおられますけれども、こうして決まったものについてどういうようにしてまちづくりをしていくかという観点にも行政と共に考えていく必要が私は大いにあると思います。

ですから、今、市長がおっしゃいましたこのコンパクトシティ、これについては答弁を求めませんが、やはりそういう今、申しあげましたような野洲市民5万1,000人が住みやすいまちをつくっていただくように、これはもう回答要りませんから、お願いいたします。

それでは次に、2点目の平成19年に策定された第1次野洲市総合計画を踏まえ、平成24年4月に上位計画である第1次野洲市総合計画都市計画に関する基本的な方針が都市計画マスタープランで示されております。特にまちづくりの基本となる土地利用が示され、中長期的に市街化編入に指定されている場所を今回の要望の中でどのような形でやっつけられるのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、鈴木議員の2点目のご質問でございますが、都市計画マスタープランに示される中長期的に市街化を検討していく地区に係る平成29年度、国、県要望における考え方について、お答えをいたします。

平成29年度、国、県要望においては、個別地区の市街化編入について要望しているものではございませんので、先ほどの市長の答弁の中でも触れられましたが、本市の地域特性を踏まえた上で立地適正化計画において段階的な市街化区域の編入を位置付けるということについて、国及び県の理解を得ようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） このマスタープランの何の中で、ざっくりした説明を部長から

ただいま回答としていただきましたが、ちなみにまず私が一番感激したというのか、よくやってくれたなという、編入の部分ですね、国道8号バイパスに係る今ある工場の移転、道路を挟んで7ヘクタールの青地を工業地域として認定していただいたと、それはこの見直しの中でのことじゃなしに、随意的にそういうような、随意的に努力されて、その工業区域に編入になったということは、私はこれは大変立派なことだと思いますよ。これ、滋賀県でもこんなことはめったにないと思う。それだけ行政の方が努力をしてくださっているという、私は姿を見ています。

そして、この野洲市まちづくりビジョンの中で、さまざまな地区が候補に挙がっておりますね。ランク別に見ますと、Aランク、Bランク、Cランクとランク付けがされております。例えば、西河原の8と西河原の15というのが、これは同じAランクで湖南幹線に合わせた市街化整備ということで、うとうております。ちなみに、この西河原地区について特定保留地という形のものが以前ありました。そういうものが今後どのような形で推移していくのか、あるいはまず私はまちの発展に伴う沿道の利用、これは三上の12ですね。これに関しても、8号バイパス整備に伴う沿道土地利用の誘導や既存企業の工場用地の確保、これは先ほど私が言いましたように、国道8号バイパスに沿って、側道が両帯に付くという説明もありましたね。その側帯に市街化区域を張り付けていく。国8との間に市街区域を形成していき、住宅、あるいは沿道サービス系のものをつくっていく。

この中で、例えば上屋地区に新駅整備に伴う情報交流創造拠点の形成ということで上がっております。これは平成16年に合併したときに、職員さんの中で覚えのある方がおられると思いますが、新駅構想について合併特例債が16億を見てたということを私は覚えております。それ途中で消えましたが、合併特例債で16億を見ていたんですよ。職員さん、この中で覚えございませんか。私はしっかり覚えていますよ、山崎さんのときに16億。それは消えました。そういうこともありますので、例えばの話。

この新駅構想の中で、Aランクに上げておられますが、当然新駅をつくる以前に、やはり周辺の整備をしていかなければ、駅なんて田んぼの真ん中につくれるもんじゃない。田んぼの真ん中につくったのは岐阜羽島駅の大野伴睦さんだけですわ。ですから、そういうような手だてを、やっぱりきちっとやっていかなあかん。そういうことについて再度お尋ねしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 鈴木議員のご質問でございますが、まず幹線道路沿い

の市街化区域の候補地の今後の考え方といいますか、そういったものも含めまして、お答えをさせていただきたいと思いますが、まず今回候補地と挙げさせていただきましたのは、近年のインフラ整備、あるいは宅地の連担性も踏まえまして、中長期の視点で土地利用の構想を示させていただいたものでございます。実際の市街化区域編入等の検討につきましては、当然ながら地元の調整も含めまして、それぞれの地域ごとに都市計画法の定めにより丁寧に進めていきたいと、このように考えているところでございます。

それとまた最後に、合併特例債の件でお尋ねがあったと思うんですが、確かに議員おっしゃるように合併当初において新駅設置の検討調査費として、おっしゃられた16億円は確かに計上されていたと、このように認識はしてございますが、その後の社会情勢の変化とか、あるいは市民のニーズにも当然変化はございまして、それに応えるために差し迫った、早急に対応しなければならないというような事業を優先して今日まで実施をしてきたというような経緯がございまして、例えますと、具体的には学校の耐震化、あるいは学童保育所の倍増とこども園の整備、新クリーンセンターの建設、それと雨水幹線事業と、さまざまな事業を優先してきたというような状況でございまして、この16億円は消えてしまったとおっしゃいましたけども、新駅の問題につきましては、野洲市の重要施策、今後の重要な課題でもございますので、適切な時期を見極めた上で、今後具体的な検討を進めたいと、このように考えてございますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） いろいろなことを申し上げまして、申しわけございません。今、16億、覚えていただいているだけでもありがたいと思います。市長も450億の借金というのは、450億の借金があってもそれにかえる資産があるということで、それは私は全然問題視しておりません。金は借りてもそれだけ450億以上の、要するに資産があればいいわけですから、それはもう全然問題じゃないと思います。

私が昭和63年に町会議員に初当選させてもらったとき、全国町村会長は宇野勝さんでした。よく宇野勝さんがおっしゃいました。「鈴木君、3割行政いうてな、税金3割あったら、100%の事業ができんねんから、鈴木君、そんな心配せんでもええよ」とよく言われたことがあります。それと今日とは随分違いますから、そんな手法はもう今は通用しないと思います。

ちょっと③は飛ばしまして、次に社会資本整備総合交付金の重点配分について、お尋ねしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か背景がないとあれなんですけど、恐らく想像してお答えしますが、立地適正化計画を前提としての今、ご指摘の交付金がございます。今回野洲市は計画を策定していますので、その枠の交付金を使おうということです。これも既にご説明していますが、制度的には交付対象の事業費が21億円が前提で、その2分の1まで交付金で見てもらえるということです、当然30億でも40億でいいんですけど、対象事業は21億、半分がもらえるということです、今は病院の整備費にその交付金が充てられるという制度になっていますから、病院に最大で10億5,000万。ただ、この交付金は満額付いているところもありますし、当然もっと低い率もあります。全国的平均、今までの実績でいくと4割ぐらいですけども、最大限いい条件でいただくと。ただ、これは現在の病院の収支のシミュレーションには入れていませんので、プラスアルファとして、いわゆる真水の交付金が得られるということになります。

その他、これも既にお話ししていますが、立体駐車場とか市民広場も別途これの整備の中の交付金対象になりますから、先ほど申し上げましたように自主財源か依存財源だというんじゃないしに、できるだけ健全な財源をうまく組み合わせて遅れている野洲のまちづくりを進めていきたいと考えております。そういったことを今の国、県への要望書で書いているということです。

それと、今、触れていただきました祇王の駅ですけども、私が市長になったときから掲げています。これは旧の祇王村と中里村でもお金を積んでいて、念願であったと。それが旧の計画を新市のときにも入れ込んだと。バーゲンセールでしたから、とりあえず1回10億を積むような形にしながらどこかで裏で全然別のところへ行っているわけですけども、まずは篠原駅がもう着手してましたから、だから、それを完成してからと。当時、私は申し上げたと思いますけど、篠原駅の計画が40数億だったのを徹底的に議論して、20数億で半分になっています。55%の交付金。だから、その当時、冗談で言ったと思うんですけど、お釣りだけで祇王新駅ができるぐらいのことにはなっていると思うんですが、順番の整備ということだと思います。

それと、新踏切も先ほど岩井議員からご質問ありましたが、もう悩むじゃないしに、そもそも本当は線路より国道側の開発をするときに考えておかないといけない。子どもたち

が通学する、一定人数が通学するのをわかっていながら開発を認めているわけですから、本当は何とかしないといけないんですけども、道路構造から難しい。とするなら、もう新駅構想の中でやった方が一番いいと。現に、あそこは本当は中主野洲線の道路もあればもう本当に踏切代替という位置付けになっているわけですね。でも、不便だから、アンダーも残してもらって、アンダーを閉鎖せえと言う方もいるんですけども、アンダーも残しています。ということからすると、そんな条件は悪くないんですが、子どもたちの通学、通園は確かに危ないので、もうやるんであったら思い切ってできるだけ早く祇王新駅をつくることによって解決をしようという方向ですので、ちょっと午前中の答弁はもたもたしていましたが、ほとんど見通し済みです。

ですから、いつ基本的な治水対策とか市街化区域の張り付けをして、駅は安いとは言いませんけど、20億円ぐらいでそこに交付金をいただいたら、今の野洲市のレベルでいけばそんなに大きな負担じゃないんですが、誰がそこで使われるのか、誰がそこに工場内を立地するのかというところと連動していかないといけないので、そういった方向でいい方向をできるだけ早く見出していきたいと考えています。

ついでに、永原御殿も何か今日の議論は全然今まで踏まえていませんでして、去年の自治会との話し合いの公式答弁しか出てなくて、あの中で議論したことが出ていません。今現時点でどうなっているかといいますと、私が市長になる前からあそこは何回でも話題になっていました。どういう整理をしたかという、第1段目は、国の史跡になれば用地費の補助が2分の1来るからと、そういう論議で進めかけたわけですね。その国の史跡になるためには基礎調査をしないと、要件があるかどうか。でも、それをやっていた途中で国の史跡にしても用地費は出てこないという話になりました。出てこないわけじゃないんですけど、指定されても順番が回ってこない。それなら、もう早く地元で考えてみよう。究極の案は、竹やぶ触ろうが、いろいろしようが、やはり権利関係があるので、可能であれば地権者とか地域とお話しして公有化をした上で史跡指定もするという、これは究極のシミュレーションですけども、そういう議論も含めてやっていますので、ただ、いざ地元が入り出すとなかなか難しい。個々に物すごくふくそうしています。

現に今年の3月の加速化交付金の話のときにも内々地元で話ししたら、あんまり簡単に触れませんからというお話も聞いていたんですが、幸か不幸か、あの交付金がなくなりましたから、その話題はなくなったんですけども、別途、今日教育委員会が話してくれました。とりあえずああいう形で地元とお話をする場をつくらうと。そんな簡単に切っ

たり、張ったりとできるものじゃないので、慎重にやろうと思っていますので、これも立地適正化計画とも絡みます。まち全体を対象にして、皆さんが安心して、そして見通しがあるまちづくり、今までは突然道路ができたり、突然工場が立ちましたけど、全ての情報が議員の皆さん、市民の皆さんに知ってもらった上で何が動いているのか、わかる計画というものにこの今回の立地適正化計画は使っていきたいと思いますので、少し付け足しですけども、お答えいたします。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） いろいろな分野において丁寧な説明をいただきまして、本当にありがとうございます。

そしてまた、永原御殿の話まで出てきましたので、今日、ちょっと休み時間に太田議員と話ししていただきまして、長浜城、豊臣秀次のお城ですね。秀吉のおいでです、豊臣秀次。最終的には高野山へ送られて、切腹させられた武将です。当然、長浜城というのはその時点で取り壊しになりました。近年になって、そのお城を当時の姿とは若干違うけど、再来しようじゃないかということで長浜城が築城されました。あれは鉄筋コンクリートでできていますが、織田軍と話の余談の中で、永原御殿も長浜みたい、もう一回築き上げたらどやというような話もしていましたが、私はそれぐらいの意気込みを持ってやってもいいと思うんですよ。それは当然、お金の問題もありますから、将来、現未来的にそういうことも考えてもいいんじゃないかなということなんです。

話は余談になりましたが、私には持ち時間がありますので、次に移らせていただきたいと思います。

野洲川北流側帯公園整備についてですね。野洲川北流側帯公園については、市三宅地先を中心とし、県道野洲中主線、あるいは野洲小南線から見ても緑豊かな稜線が人々の目を安らげ、心を癒してくれる唯一の側帯と言えます。今後においても守っていくべき環境の1つではないかと思います。人は「自然保護」と声を出して言いますが、人間は自然の環境に生かされていることを忘れてはなりません。私が当時最初、みずかがみの話をしましたが、実る稲穂はこうべを垂れるという話をしましたが、まさしく、今、刈り取られたみずかがみにおきましては、これは自然が恵んでくれた本当に宝物だと私は思っております。そうしたことから、私は次の質問をしたいと思います。

1番に、計画の見直しはどのような形で行われたんですか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、鈴木議員の1点目のご質問でございますが、（仮称）野洲川北流側帯公園整備事業の見直しについて、お答えをさせていただきます。（仮称）野洲川北流側帯公園整備事業につきましては、5月の全員協議会においてもご説明いたしましたとおり、本年4月、野洲川側帯に隣接します県有地での自然林の保護活動に携わっておられる方々から野洲川側帯にあります築山の存置や駐車場配置計画に際し、自然林の一部消滅の危惧など、さまざまなご意見、あるいは要望をいただいたということでございます。市が計画しておりました多機能な公園の事業目的や、あるいは事業計画に影響があると判断をいたしまして、本事業を中止することに至ったものでございまして、現在のところ、見直しの計画はございません。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 今のこの側帯の計画面積、県有地ということはおっしゃいました。この計画面積はいかほどなんですか、計画されていた面積。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、2点目のご質問でございますが、（仮称）野洲川北流側帯公園整備事業の計画面積について、お答えをさせていただきます。

整備計画しておりました面積は約14万9,000平方メートルでございます。その内訳といたしましては、県有地の緑地部分の約4万7,000平方メートル、国有地の側帯公園部分の約7万8,000平方メートル、せせらぎ公園等を計画しておりました河川の高水敷の約2万4,000平方メートルでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） まず、側帯の側道を走っていると、ボランティアの方が、何かがこの広大なこの森林の中で、森林と言うとなんですけど、林と表現していいのか、森と言うて表現していいのか、その辺がちょっと難しいなと思うんですが、かなりその辺の環境整備をされておるといふのを私もよく見かけることがあるんですね。本当にボランティアの方々に、私もあんな中に入っているような環境整備をしていただいていることに対して本当に頭の下がる思いでいつも見ております。ちなみに、こういう方たちの支援というのはどのような形でされるんですか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、3点目のご質問でございますが、今後のボランティア活動への支援について、お答えを申し上げます。

県有地であります野洲川北流跡地を拠点としまして活動を展開されておられます野洲川北流跡自然林育成協議会の環境保全活動や環境学習活動につきましては、これまでどおり必要に応じまして側面的な支援を行う考えでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ちなみに、側面的な支援というのはどのように解釈したらいいんですか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） ただいまご質問いただきました側面的な支援とは具体的にどのようなものかというようなお問い合わせでございますが、まず環境保全活動敷地の国、県、関係機関への連絡、調整、あるいは届け出、さらに環境学習等、催し物がございますので、そういったときの会場の事前準備、あるいは当日の人的支援等、都市建設部の方で行ってございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 今、部長が回答されましたように、やはりそうした形で側面支援をしていただかなければあれだけの面積のこの環境は守れないと思います。さまざまな部分で、やっぱり協力していただきたいという思いでございます。

次に、環境教育の取り組みについて、教育長にお尋ねしたいと思います。

ある江戸小話の中で、江戸小話、ある森の中で杉の木とドングリの木があったんですわ、杉の木とドングリが。そしたら、その杉の木はドングリが話をしとるんです。ちょうど11月になってくると、ドングリの葉が全部落ちてきますね。ドングリの木が「杉さん、杉さん、私、もう何にも着るものない。全部葉っぱが落ちて、これから寒い冬を迎えていかんなんね。これ、もう大変ですわ」とドングリの木が杉の木に話したんです。そしたら、杉の木がどう言うたかいうと、「ドングリさん、ドングリさん、私は1年中同じ葉っぱを付けています。そしてまた、春先になると、人間が嫌がる花粉を飛び出す、放出します。ですから、ドングリさんは来年の春になると新しい着物が着られるでしょう。それで、秋になったら、子どもたちが喜ぶドングリが落ちるでしょう。私は1年中同じ服を着ています。

ドングリさんは幸せですね」と。毎年服が替えられるというようなことを森の中でドングリの木と杉の木が話ししていたことがこの江戸小話に出ておりました。これも参考に教育長に申し上げておきます。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） ただいま鈴木議員の方から貴重な江戸小話をお聞かせいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、野洲川北流側帯公園を活用した環境教育についてのお尋ねでございますので、その点につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

野洲川北流側帯公園を学区に持っております北野小学校、そして近隣の野洲小学校におきましては、毎年2年生の生活科の学習や3年生の理科の学習におきまして、側帯公園にある森林に出向きまして、そこで森林の中を散策しながら観察活動を行っております。そして、その豊かな自然とふれあう環境学習に取り組んでいるというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 教育長、当たり前前の説明をしていただきました。ありがとうございます。

あこには本当にすばらしいタケノコが出るんですよ。タケノコ、出るんですよ。だから、子どもたちにもそのタケノコが出る様子、タケノコはどうして出るか、そういうことを、やはり現地に入って、子どもたちに実際目で見させ体験させて、それを自分のものにしていくというのがこれは本来の教育だと私は思うんです。教育長が教育者として、今、おっしゃった当たりさわりのない通り一遍の回答で、それはそれで納得する人もおるやろうし、私は納得しませんので、そういうような意味合いで、例えばマメヅルが生えている。マメヅルの根は葛粉になるんですね、葛。ですから、そういうようなさまざまなものがあこの場所には教材となるものがあるんですね。それを今、教育長がおっしゃったようなことで済ませてしまうと、本当に資源の無駄というより、あこに生息している植物がかわいそうですわ。そういう思いで、教育長、どうですか。一遍タケノコ掘りにでも子どもたちと一緒に行かれたら。ご回答お願いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） タケノコ掘りのお誘いでございますけれども、市の方としましては、毎年6月に子どもたちを対象にしながらタケノコ掘りの体験といたしまししょうか、そ

ういった活動も行っております。先ほど、当たり前の回答だというふうにおっしゃられましたので、もう少し具体的にお答えをさせていただきたいと思えます。

地域のボランティア団体さんの協力を得ながら一緒に森林の中を散策しながら豊かな自然、先ほど葛とかタケノコとかといったようなお話もございましたけれども、それに加えて、現在やっておりますことは森林で育つカブトムシ、そういった幼虫を見つけて、それを観察しながら学校に持って帰って飼育活動を行うといったようなことも行ってあります。だから、植物だけに限らず、こういった生き物といいましようか、そういったものにも触れるということでの環境学習を重視して取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ありがとうございます。最初からそこまで言うていただくとよかったですけど、ちょっと。それで、やはりこの森の中には植物となる資源が幾らでもあるんですよ。木もあるし、今、申し上げましたタケノコもあります。やはり、子どもたちにそういったものを実践教育の場として教育していく。そして、そのタケノコを採取したそのものを給食センターに持ち込んで、子どもたちに先生と一緒にそのタケノコご飯を食べたり、フキをつんだらフキを炊いてもらっていただくとか、さまざまなことが展開される最高の教材だと私は思うわけですね、私は百姓育ちですから。そういうものを食べて大きくなりましたから。ですから、ああいったものを、私が申し上げまして、立派な先生に失礼なことを申し上げましたが、お許しをいただきまして、私の質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第10号、第7番、野並享子議員。

○7番（野並享子君） 野並享子です。

一般質問をさせていただきます。まず、市民病院の建設と今後について、質問させていただきます。

昨年9月、基本設計予算が否決され、市長が病院建設の断念を発言されてから多くの市民、団体が建設を求めて運動されました。これだけの運動が起こったのは野洲市始まって以来のことでありました。医師会や自治連合会、元市議会議員、実現を求める女性の会など、短期間でしたが、活動を展開され、この市民の声に押され、市長は再度基本設計の予算を出され、今年3月可決され、現在に至っています。この市長の英断に対して評価をいたします。

多くの市民は市民病院の建設を待ち望んでいます。一部の市民から1つ目、現野洲病院のところで建て替えをすれば安くつくとか、2つ目、市の計画の病院が建設されれば税金が上がるとか、3つ目、駅前より郊外の安くて広いところに建設すべきとか、声が上がっていますが、これらは2011年から議論を尽くしてきて、破綻した内容ばかりであります。

第1点目の野洲病院の場所では耐震化と建て替えができないという、病院側からの声に端を発しており、高い安い以前の問題であります。2点目の病院会計は企業会計であり、市の一般会計とは連動していません。8年目に黒字になるというシミュレーションが出ています。3点目の郊外にという声は交通弱者対策をしなければなりません。患者の送り迎えをしている民間病院はありますが、入院患者の家族まで送り迎えをしている病院は聞いたことがありません。駅前は交通弱者にとって最良の場所です。また、駅前のにぎわいを創出することもできます。さらに、公立病院であるからこそ、市民の命、健康を守る医療サービスを構築することができます。このことを納得されていない市民もおられます。第1点目、この現計画は、見直すべきと言われている市民に対して基本的な点について、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の新病院の見直しを言っておられる市民の方への説明についてのご質問にお答えをいたします。

市民の方で見直しと言っておられるんですけども、当初から論拠が順番に変わってきていると思いますし、市民の方というよりは議員の方で半数近くが今、見直しと言っておられます。この議場で改正もありましたけども、今、ご指摘のように5年ぐらいいろんな議論をさせてもらっています。市民の方というと、どうしても、やはり情報が遠いといひますか、幾らこちらが説明会を開いたり、広報でお知らせしても、全てあまねく伝わることは市民の方が悪いわけじゃなしに物理的に困難なんですけども、ここでこうやって向かったり、あるいは委員会でいろんな形でお話をして、それでもまだ半分近くの方が見直しとおっしゃっている。

そこが本当に不可解なんですけども、もう一回整理をしますと、市民の方で見直しとおっしゃっている方の今の問題点のご指摘は、今、野並議員も少し触れられましたけど、整理をすれば、やはり場所の問題、そしてから、財政の問題、それとあと、運営の問題であらうかなと思っています。駅近くに掲げてあるのぼり旗を見ていると、大体そういうこ

とが書いていますから。

残念なんですけども、お話をしようという提案をしましたけども、これも拒絶をされています。反対の方とは私ども1回もきちっと話ができていません。ただ、幸い4月9日に野洲駅自治会とお話の場を持ちました。あのときには反対のビラを配ったおられたりしている方がほとんど出てこられたので、あの場で正面向かってお話をしたときにはそんなに異論はなくて、ご理解がされたぐらいで、かつ駅前他のプロジェクトの不明瞭なお金のことまで自らおっしゃって、納得されたと思ったんですが、まだ依然状況が変わっていないのは残念だと思っています。

それで、見直しを唱えられるんだったら、やはり代案が必要なんですけども、今のところは現野洲病院を市民病院化したらいいと、早く安く市民病院ということなわけで、きのう、ある議員がご質問になった8月1日の市の広報でのお問い合わせと全く同じことです。早く安くはいいんですけども、本当にそれがそうなるのかどうか。

それと、私は見直し結構やっている方だと思っています。東消防署の建て替えも現地の見直しで新しいところへ変わりました。北比江の有隣館も土地までほぼ用意してあったのもこれも地元本当に膝を突き合わせて話をして、県とも話をして、補助金が移行するような形で見直しました。

あと、結構見通していると思うんですね。現庁舎も、これも当面は環境経済部と教育委員会をあそこに置こうということだったのもこれも1年ぐらい議論して見直しましたし、恐らく見直しは枚挙をいとまがないぐらいで、見直し得意予算だと思っています。前の方がやったのは見直しただけじゃなしに、例えば今、鈴木議員がご質問になった野洲川側帯、これ本当はかなり準備をしてきたわけです。あそこはどうも誤解がありまして、国が持っている約7ヘクタールはこれはいずれにしても防災ステーションとして再編しようと、三上山のミニチュアみたいなあれは土のうの土砂で本当は河川改修したときに暫定であいう形にしています。私も河川行政をその当時していたから知ってしまして、だから、市長になったら目を付けて、国交省のスケジュールと合わせて、あそこをグラウンドにしよう。そして、鈴木議員がご質問になったあの自然林、あれももともとは市が協力したから今、ああいうふうに使われています。大半が県有地ですけども、境界が真ん中を走っていますから、赤いテープを張っているのを見に行かれたらわかると思います。国の境界とかなり複雑です。

前の政権のときに新しい公共というプログラムが出てきていました。公共的なサービス

を民間の団体がやられるんだっただらということ。今の森林保全のグループがそれに応募をしたいとおっしゃったので、それには市のお墨付きが要るので、いわゆる市は推薦をして、新しい公共のお金であそこを整備され出しました。そして、その後、あそこは県有地ですから、県が少し補助金を出して、あの方たちの活動費を出していたんですけども、それも切られたと。あそこは県有地なので、権利関係が難しい。私たちが考えたのは「あの土地をできたらただで市に下さい」と言ったんですけど、「ちょっとそれは難しい」と言うので、市が都市公園ということで、転売したり、住宅地に売らないから、都市公園という制度でやるから無償で貸与してほしい。それによって、あの人たちの活動を支援しよう。都市公園にすることによって、あの人たちの活動のいろんな便宜も図れるだろうと、財源が。このあわせわざをつくる。

それと、国有地の約8ヘクタール、ここを運動公園にすると共に防災広場にすることによって、たちまち大きなお金を使わなくても野球場とかテニスコートができるんじゃないかと。あその土地は高水敷じゃなくて、水がつかない場所です。どうも真実が働いていないんじゃないかなと。そして、準備もして、近畿地整の幹部まで見に来てくれて、いざ動こうとなったら、活動団体の方が1回私に話に来てくれたらいいのに、国の事務所に先に行くと「私たちは認めませんよ」ということですね。あの方たちは私も親しいし、こうやって基本的にサポートしてきたつもりです、一緒に。現地も何回も私は行っています。でも、一方では、あの方たちは駅前の計画のときに、買った8ヘクタールを全て森林にしろとか。だから、もうあそこでそんな議論をしている余裕は今回、私は年度当初にないと、病院の問題をまず片付けないといけない。きのうも言いましたように、オリンピックだったら、もう余計なことをやらないで、きちっと、やっぱりトレーニングに専念しないといけないので、まず立地適正化計画、病院ということもあって、あそこには当座出さなかったんですけども、大胆に見直しました、3,000数100万お認めいただきながら。でも、結構準備周到にやってきたつもりですし、担当部局と自然保護団体とは話してくれていると思っていました。現に私は去年の秋も現地、あの人たちの活動を見に行っています。何か本当に足元すくわれたような思いなんですけども、でも、潔く見直しました。

ですから、見直さない山仲ではなくて、幾らでも見直すつもりですけども、きのう申し上げたように、今の野洲病院を市民病院にして建て替えるとおっしゃるのであれば、きちっと詳細な建て替え計画、こちらは5年間かけて、本当に全国レベルの専門家も入ってもらって計画ができています。シミュレーションもできています。同じような作業ができて

いるのであれば、私は何もそんな無理して病院をやろうと思っていません。でも、現状では単に見直しましょう、野洲病院を市民病院にしましょうというだけの案だから、これは、やはり理解はできないし、乗れないし、これも言いました、危険。本当にこれに乗ったら、本当に今、野洲病院で頑張っておられる医療関係者は新病院展開がなければ、今の野洲病院の敷地の中に新病院の絵があるのであれば、それもスケジュールがあるのであれば、頑張ろうとおっしゃいますけども、それがなくて、単に野洲病院を市民病院にしようという案だけだったら、もう意欲がそがれて、優秀な方だけじゃなしにほとんどの医療関係者がもうどこかへ行こうとされるし、ましてや滋賀医大とか京大との関係はすぐにでも切れてしまいます。

この間、いろんな動きがあるから、選挙も含めて、過去に携わった医大関係の人たちが電話をしてくれてきてくれて心配してくれています。ですから、私としては見直しとおっしゃるんだったら、私は見直しは否定的じゃない。本当に要らんだったら、いつでもリセットする勇氣は持っていますけども、今の案だったら、乗れるような見直しというのは案としては成り立っていない。見直そうという言葉だけが出ているだけであって、案としては成り立っていないので、私としては見直しと唱えられても今、言いました理由でもって、見直しの案には賛同はしがたい。見直しを唱えらるるのであれば、これも過去に反対議員の方に言ったと思います。見直し提案があるのであれば、予算付けさせていただきますから、専門家を雇われたり、あるいはコンサルタントを雇われて、対案をつくっていただいたらいいんですけども、全然それも、そう言うてからでも1年以上経っていると思いますけど、そういう案もなくて、何か素人案みたいな案が動いているのは全く残念であるというふうに思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 丁寧というのか、もうちょっと簡潔に言ってほしかったんですけど、次に移ります。

市立病院の基本設計に対してプロポーザルが行われ、7月11日、佐藤総合計画に決定されました。5階建てで、1階にはレストラン、コンビニ、ヘルスケアパークで、情報発信や地域包括ケアシステムで相談窓口など、医療と市の保健課、介護など、連携できる仕組みになっています。

真ん中の市民広場を20年後のヘルスケアタウンとして構想が出されています。駐車場

をセットパックし、これまでより広場を広くしており、夢のある計画が提案されました。これまで5年余り市民とさまざまな専門家が協議を重ねてきたことが具現化しました。このような夢のある計画を広く市民に知らせる必要があると考えます。病院と商業交流施設など、わかりやすいイメージ図、イラストで市民に知らせる必要があると考えます。9月22日のフォーラムで行われる予定ですが、市民みんなが作り上げる市民病院だというアクションが必要ではないでしょうか、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、2点目の野並議員のご質問にお答えいたします。

市民みんなが作り上げる病院だという思いは必要だと思いますし、市民病院の経営が成り立つ1つの条件といたしまして、平成23年度の可能性検討委員会からも提言をされております。ご指摘いただいております9月22日の市民フォーラムはそういったアクションの1つにしたいというふうに考えていますし、市民病院の正式名称の募集や今後基本設計の進捗に応じて開催を予定している市民説明会などもそういった場として生かせるものと考えております。

今回、5月から7月において実施をいたしました公募型プロポーザルは設計事業者の実績や技術力、合理的な工事費の削減方法、また本計画に対する理解度、提案力などを評価したものでございます。今回公募型プロポーザルにおきまして示された建築物等のイメージ図、イラストなどのこのような技術提案などを表現し、設計方法を提案、説明される資料として示されたものでございます。このようなことから、9月22日の病院フォーラムにおいて、今回の新病院の整備によって、野洲駅南口周辺がより機能的、かつ景観的にも向上することをイメージしていただくことに活用できるものというふうに考えております。

なお、新病院の具体的な基本設計案につきましては、これからの基本設計業務において作成し、また今後この設計業務の途中段階におきまして、市民のご意見をいただけるよう、来年2月を目処に市民説明会などの開催を予定しております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 出された計画、プロポーザルのを見てもみると、10ページのところの後ろの右端の方に対話と確認によるまちを育む病院づくりということで、市民と一緒に作るヘルスケアパークとか病院との連携とか、いろいろ出しておられるんですけど

も、これは一応、提案という形で出されていると思うんですけども、こういうふうなことがどういう形で具現化、具体化されていくんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 当然今後基本設計などを進める上で、この業者の提案にありますように一番の関係者であります野洲病院との協議を重ねながら設計を進めていくというのも重要でございますし、市民の皆様のご意見をお聞きするというのは、先ほど言いましたこの設計の説明会などによってご意見をいただくという流れになってございます。

もう少し具体的に言いますと、もう既に野洲病院の方とは基本的なレイアウト、それと運営に関する具体的な作業の流れを建築のレイアウトと微妙に関係いたしますので、そのあたりの事前のヒアリング、打ち合わせなどはもう既に行っております。9月以降はそのような諸室リストというんですけども、そのリストをもとに具体的なたたき台の平面図を基本設計業者の方で作りまして、これをもとに詳細な打ち合わせを病院側としながら病院のプランをつくっていくという流れに現在なっております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） そうすると、ここに書かれている市民と一緒に作るという形でワークショップの開催とか市民への模型やバーチャルリアリティー等を市広報へ情報公開とか、いろいろ書かれているんですけども、こういうのはどういう形でいつごろになるんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） これはあくまでプロポーザルのときのこの業者の技術提案の1つでございますので、このとおりするということはまだ全くこの時点では決まっておりますし、今後具体的にどのようにしていくかというのはこれからの進め方の中で決めていくわけなんですけども、今、事務的に進める上で考えていますのは、ここのバーチャルの立体的な建築物の中身を見ていただけるように今、CADでも3CADといまして、画像が平面を立体的に変換して見ていただくようなものができますので、そのようなものもうまく利用しながら、先ほど言いました市民の方々に見ていただけるようには技術的には十分可能でありますし、今現在、基本設計の業者とはそのような作業を進めるように打ち合わせをしております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 今、基本設計の状況ですが、もう一つ話を進めると、来年29、30、31、32という形で4年近くの期間があると思うんです。以前長野県の佐久病院に視察に行ったときに、病院が出前の医療相談みたいな形で出かけて行って、市民とのいろんなアクションを起こしておられるんですけど、今、この4年間もっと野洲病院と市民でという形でこの病院を市立病院にしていくんだという、やっぱり下からのそういった協力体制といいましょうか、そういうふうなものも私は必要ではないかというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 今、おっしゃっているのは、訪問看護であるとか。

○7番（野並享子君） 出前。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） どういう。ちょっと。

○7番（野並享子君） 医療相談。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後2時19分 休憩）

（午後2時19分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 病院ができるまでのさまざまな市民との協議といたしますか、できるだけ市民のご意見とか、あるいは参画を入れ込んだ形で病院をつくる手続もそうですし、できた後の問題もあります。これはまだプログラムを最大限工夫しますけれども、それと今、ご提案があった、具体的に医療のサービスとか支援、情報とかについては、これは新病院は持っていませんから。今回の協定でもはっきり書いていますように、野洲病院という民間病院は新病院ができるまでの間は健全に運営していただいて、中核的医療を担っていただくと。新病院の設計とかいろんなことについては、今、現場で働いておられる医療関係者の意見とかノウハウは入れますけれども、新病院と現野洲病院は全く関係ありません。

それをもしか今、ちょっと野並議員が図らずも野洲病院が新病院になるんだとおっしゃったんですけども、これはそういうものではなくて、それをやり出すと、野洲病院の元ス

スタッフは母屋であって、新しく来た医療関係者はそこへ入るとい形になるので、当初から新病院を立ち上げて、当然野洲病院で貢献された方も希望者、実績で大いに働いていただきたいけれども、新しい形の組織の中に野洲病院の方も外から新しく、医大とか民間病院から来る方も入ってもらおうということです、今の野洲病院が新病院を前提にしたサービスを新しく広げるといことは前提にしていません。野洲病院の役割はさっき申し上げたように現病院で最大機能を果たしていただくことということです。

それと、一番冒頭に言った市民のいろんなご意見をいただく場はもっともっとふやしていきたいと思っていますけど、現時点ではまだプログラムができていませんが、今後できるだけ可能な限り新しい形で市民のご意見をいただけるよう、単なる説明とかバーチャルリアリティを見せていただくじゃなしに、双方向で意見がいただけるような工夫をしたい。

今回のフォーラムもその取っかかりで、自治体病院のあり方についていろんな方からご意見、市民と専門家の交わりの場として設定していますので、具体的な設計段階の情報をどんどん出していって、同じようなことをやっていきたいと思っています。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 前に一歩一歩進めていくために市立病院をつくっていくというのは本当に初めての話で、今までそういう病院がなかったんですから、やっぱり市民がどれだけ市立病院に関わっていくのかということが私はもっと必要だというふうに思います。そういう意味で、4年近くありますので、開院までの間の部分を、やっぱりどういうふうに市民と一緒にということを検討していただきたいなというふうに思いますので、民間の病院が佐久病院みたいに公立病院みたいなような状況はつくれないなどは、それはそれで思いますが、何とか地元の医師会とか、全面的にバックアップするというおっしゃっているんですから、もうちょっといろんな形で市民の医療をどう守っていくのかというところ辺りのベースで物事が展開をしていければなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

3番目の部分は今さっきの部分と重なってしまうんですけども、加賀の医療センターの研修に行ったときに、職員さんの意見とか市民の声を反映させるということで聞いておられるので、それは今、答えていただいた中身の中に入っておりますので、次に進みます。

今回の病院建設事業は着々と進められています。また、就任後、教育施設の耐震化や文体事業団を直営にしたり、情報公開を推し進めたり、学童保育や幼児教育の施設整備など、

一途に貫かれている市長の手腕は評価します。

また、利権にくみしない市政を進めてきた点、教育、福祉で前進させてきた点は評価できるものの、市議会での議論においては、市長の意に反する意見や要望については頭から否定するがごとく、反問でなく反論するなどの状況が見受けられます。二元代表制のもと、市民、議員の多様な意見や要望は市長として受けとめ、誠実な議論が必要と思います。職員や市民からもう少し聞く耳を持つべきという声も聞かれます。市民の声に耳を傾け、市民の願いを前に推し進められることを求めます。

今、政府は社会保障の削減、農業の破壊や憲法改定も進めようとしています。これからの市政運営で何を基本に何をされるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これからの市政運営の基本ということですが、基本ですから、もうそんなに変わることなく、今も少し触れていただきましたように透明性、公平性、公正性、そしてそこから生まれてくる建設性ということで、野洲のまちが健全に、特に困難な課題がある人も、あるいは伸びようとする人も伸びやかに自立して生活していただけるまちをつくるということです。

最初が長かったので、最後はこの程度にしておきます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 私は、やはり何よりも人の命を一番大事にするというところとか環境とか、子どもから若者、高齢者とか、いろんな層の方々に本当に住んでよかったと思われるようなまちを目指していただきたいなど。憲法25条も本当に大事なところですので、透明性、公平性、ここら辺は本当に一貫してされてきたというところは評価をいたしますけども、先ほど言いましたようにぜひ市民、職員さんの意見、いろんな方々の意見を真摯に受けとめて進んでいただければというふうに思います。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。再開を午後2時45分とします。

（午後2時26分 休憩）

（午後2時45分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野並議員。

○7番（野並享子君） それでは、次、大きな2点目の質問をいたします。

大規模地震災害における仮設住宅の対応について、質問いたします。

熊本地方の大地震においては、震度7の地震が2度も起こり、これまで経験しなかったことが起こりました。地震により山崩れ、道路の寸断、橋の崩落、家屋の倒壊、恐怖で家に入ることができないなど、未曾有の被害が、いまだに被害が続いています。

野洲市においても、これまで想定してきた被害以上の対応を想定しなくてはなりません。いろいろな問題はありますが、熊本だけではなく、東日本大震災でも仮設住宅が建設できない状況があります。災害当初は被災者の安否や食料などの救助が優先されますが、その後はいつまでも避難所でなく、住居の確保が必要になります。

そこで、熊本地震のように2度同じような地震災害が起こった場について、お尋ねをいたします。

まず、第1点目は、野洲市の防災計画は東日本大震災を受けて、原発事故の見直しがされました。しかし、今回熊本地震災害を受けて、国や県でも見直しが必要とされており、野洲市においても見直しが必要ではないでしょうか。答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の防災計画の見直しについてのご質問にお答えいたします。

地域防災計画の見直しにつきましては、ご承知のように災害対策基本法第42条の規定に基づきまして、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行うということになっております。ご指摘の4月14、16に発生した熊本地震では震度7が2回にわたり発生するという、これまでにない災害でありました。特に建物においては1回目の地震で耐えたものが2回目の地震では倒壊しており、今回のような地震が連続して発生するという想定での対策は非常に困難であると考えられます。

国においては今回の地震を慎重に分析中であるとの情報を得ておりますが、今後その分析結果を踏まえて見直しが予定される国の防災基本計画や県の地域防災計画との整合性を図ると共に、熊本地震の課題や教訓を踏まえて、本市においても単独の知見は十分ありませんので、こういった情報をもとにして次年度見直しを行いたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 次年度見直すということですので、最近、この滋賀県も西岸断層、あそこいっぱいありますので、Sというマークが入りましたから、2回動くということも可能性としてあるなというふうな思いをいたしておりますので、やはり備えあって憂いな

しですので、きちっと見直しをしていただきたいと思います。

次に、野洲市における被害状況の想定は、琵琶湖西岸断層帯南部を震源とする地震でマグネチュード7.8、全市的には死者35人、負傷者700人、全壊1,400棟、半壊3,500棟、避難者4,000人程度と出されていますが、学区ごとに家屋の倒壊状況を明らかにしていただきたいと思います。

さらに、同じ地震が2度起これば、どのような被害になるのかも明らかにしていただきたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 2点目のご質問の野洲市における琵琶湖西岸断層帯南部を震源とする地震の学区ごとの家屋の被害想定ということなんですけれども、今回の、今、出しております被害想定の根拠につきましては、平成17年3月に滋賀県がまとめられた地震被害予測結果をもとにしておりまして、これは市単位で出ているものでございますので、学区ごとの数値はないということでございます。

そしてから、同規模の地震が2度起きた場合の想定につきましては、これも想定はできてはおりません。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） ということは、市としては県がつくったのをそのまま流してしまうということなんですか。私は市としてそれぞれ特徴があると思うんです、それぞれの学区ごとに。そういった耐震ができている学区やら瓦屋根がいっぱいある旧集落のところとか、被害が随分と違ってくると思うんです。ですから、やはり市としてそういった分析をもっとしていかないと、県がこのまちは何人ぐらいというふうな形でそのままでは私、市としては動けないの違うかな、対策がとれないのと違うかなというふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） おっしゃっていることはよくわかるんですけれども、技術的な指針等が示されてございませんので、ちょっと出しようがないというのが現実でございます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） いや、県が技術的な部分で出しているわけでしょう。どういう形

になっているのか、人口でいっているのか、どういうふうな5強、5弱とか、いろいろ地域によってはありますね。ですから、そういうふうなところで県が基準として出しているものがこれだけあるとするならば、その基準を市に当てはめたんではあかんのですか。県の基準を聞けばいいんじゃないんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） そういうものではないと思います。統計的に積み上げて出しているものではなくて、推計をもとに全体から出しているものでございますので、ある程度の大きさのエリアだと推計はできるんですが、学区ごとでありますとか集落ごとに、例えば耐震ができていない家がどれぐらいあって、瓦屋根がどれぐらいあってというような、そういう方法では出しておられないと思いますので、ちょっとそのような形では出すことが今のところできません。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 素人でも何となくわかるんですけどね。と違いますか。ぎょうさん耐震化の進んでいる新しい団地がふえてきましたし、ここは大分耐震化率が上がって、被害の、出していたよりかはずっとレベルアップしただろうなど、あんまり想定よりかは被害が出てへんの違うかなというふうな、まちを歩いていても、私らは感じるんですけどね。ですから、それが何かそれでは対応が私はできないというところで、次の状況の3に移ります。

仮設住宅は災害発生から20日以内に着工し、完成は2カ月以内を限度としています。被災者が遠くの仮設住宅でなく、できるだけ住んでいるところと同じ学区で確保することが望まれます。防災計画で仮設住宅の建設予定地は六条の市民グラウンド、木部の元市営住宅跡地、永原市営住宅跡地、野洲の警察官舎の横の土地という、この4カ所になっておりますが、それぞれ何戸の仮設住宅を建設することができるのか、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 仮設住宅の建設可能な戸数につきましては、災害救助法で示された基準、1戸当たり29.7平米、9坪という形で災害救助法は基準を示しておりますので、これを当てはめると、市民グラウンドで163戸、野洲の市有地で110戸、永原で48戸、旧の市有地で129戸、合計850戸ということになりますが、例えば同じところに集会所をつくったり、あるいは9坪では余りにも狭過ぎるということで、もう少し余裕のある建物をつくるとなるとその分減ってくるということになります。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 今、850戸よりかは少なくなるという可能性が出てきますね、駐車場をつくらんならんとか、いろいろ私はあると思うので、全部びっちしとは建てられないと思います。そうすると、今さっき西岸断層帯南部の震源地で全壊が1,400棟、半壊が3,500棟という、災害の想定をされているんですけども、到底足りないという状況ですが、それはどういうふうに穴埋めを考えておられるのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 全壊に見舞われた方が全て仮設住宅に入られるという想定をしておきませんので、それと仮設住宅につきましては、今のところ、市有地でまず考える。それ以後は県有地、国有地ということで順番になっていくんですが、現在提供できる市有地ということで考えてございますので、この数値になる、この場所になると、こういうことでございます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） そしたら、今、言われた県有地、国有地というのはどれだけの面積があるのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 県有地でこのただっ広いというところは把握しておりませんので、今、市有地だけを出しているという状況でございます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 災害が発生してから20日以内に着工して、2カ月を限度としてということになっています。そういう意味において1,400戸、1,400の全壊、850、800としても、残りの方600世帯ぐらいが行き場を失うという状況ですね。そういう中で、20日以内にそんな県有地とか国有地の部分で用地を協議してやるというふうな、そんなことができるかと想定をされているんですね、そしたら。されていないんですか。されているんですか。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 今計画のときにはされていないと思います。ちなみに、先ほど申しましたように全ての方が仮設住宅に入られるというわけではなく、いろんなところを頼っていかれたりする人もいらっしゃるし、民間住宅を借り上げるということもご

ございますので、必ずしも仮設住宅だけで対応するというものではありません。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） いろんなことが想定されるとは思いますが、こういう形での仮設住宅ですと、家賃的にはありませんね。民間いうたら、家賃を払わんなん。年金生活の人で家賃を払わずに自宅で住んではった人が5万も6万も、5万ではもう入る場所がないかな。野洲やったら、6万、7万というような形で民間住宅に移り住めるかというたら、私はかなり厳しいと思いますよ。ですから、そういうふうな民間で対応できるというところは、やはりあんまりにも甘く見たんではあかんというふうに私は思います。

今、言われたこのところで仮設住宅の予定地ですね、4番目に移りますけども、予定地がない学区が篠原学区、三上学区、北野学区が建設する予定場所がないんですけども、どのような計画を立てておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 今、このご説明をさせていただけるのは現行の計画でご説明させてもらっています。先ほど市長が答弁で話されていたように、計画については次年度以降に見直すつもりをしていますので、実際この計画を立てられたときは、先ほどから申していますように市全体としてすぐに提供可能な市有地ということで、それを念頭に置いて建設予定地という概念を持っていたんですけども、今、おっしゃるような学区ということも念頭に置ければ置く方がいいと思うんですけども、その辺のことも考えながら次期については考えていくというようなことになると思います。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 熊本地震の仮設住宅でも遠いところで申し込みが2割程度だったというふうなことも聞いています。ですから、やはり何ぼつくっても余り遠ければ行かないというようなことにもなりますので、検討をしていただきたいと思います。

次に、教職員の過重労働の解消について、質問をいたします。

全国教職員組合の勤務実態調査では、部活の顧問が1カ月の残業時間で100時間以上が40.8%、80から100時間未満が17.3%で、半数以上が過労死寸前の異常な勤務となっています。OECD国際教員指導環境調査によると、教員の1週間の勤務時間の比較でOECD参加国平均は38.3時間に対して日本は53.9時間であり、課外活

働きの勤務時間も2.1時間に対して7.7時間と3倍以上の時間数になっています。これまでも共産党の田村智子参議院議員が質問を繰り返しました。ようやく今年4月に教職員の勤務負担軽減策を考える省内会議を設置し、特に部活動に焦点を当てて検討を進めてきました。来年度教員、生徒、保護者を対象に部活動の実態調査を実施し、部活動の休養日のあり方などのガイドラインをつくることになりました。

そこでお尋ねいたします。野洲市の教職員の勤務時間の実態、有給休暇の取得状況、長時間勤務の実態調査が必要ではないかと思いますが、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、野並議員の教職員の過重労働の解消の1点目のご質問でございます勤務時間等の実態調査の必要についてお答えをさせていただきます。

教職員の勤務実態を把握することは教職員の仕事の健康管理はもとより、校務運営や仕事の効率化、活力ある学校経営等の観点から必要であると認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 実態は調べていないということですね、結局。長浜市では昨年市内の1,500人の小中学校の教職員の退勤した、学校から出た時間、有給休暇の取得とかいう調査をされているんですけども、野洲市としてはしないんですか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 教職員の勤務実態の調査についてのお尋ねでございますけれども、出勤簿で勤務の実態等については確認をしております。朝、職員が出勤をしましたら出勤印を押しますし、帰るときは校長、あるいは教頭の目視による確認とか、そういったことでやっております。

それから、有給休暇等につきましては、これは有給休暇簿がございますので、それでもって確認をしております。

それから、長時間の勤務時間等の把握につきましては、時間外労働申告書というのはございまして、それを先生方に書いていただきながら、それでもって確認をしているというところでございます。

ですから、実態把握をしていないのかということではなくて、きちっと実態把握はしております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 公表をしていただきたいと思います、長浜では公表されていますので、一覧表にして公表をお願いします。

次に、教職員の残業代は教育公務員特例法で月額4%の額しか支払われておらず、時間外労働は事実上ただ働きになっています。この法を改正し、超過勤務手当の制度が必要ではないでしょうか、見解を求めます。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法というのが制定されて、間もなく半世紀が過ぎようとしております。この教職給与特別法制定当時と比べますと、教職員の時間外勤務の時間が激増しているというような現状もございますので、給与制度の見直しは必要ではないかと、そのように考えております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 4点目に移ります。

長時間労働について自己申告でなく、タイムカードの導入などを行って、労働時間の適切な把握も必要ということをお聞きしたときに、文科省がそれは原点だというふうに答弁をしております。

また、検討チームの調査では給食費を公会計化し、徴収・管理業務を自治体に移すことも打ち出しています。この点についての答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） タイムカード導入と給食費の公会計化等についてのご質問でございますけれども、長時間労働につきましては、現在教職員個々の自主申告で把握をしているところでございます。今、議員が申し上げられましたようなタイムカードとか、あるいはICカードというのもございますので、そういった客観的なもので把握をする必要はありと、そのように考えております。

次に、給食費の公会計化についてですけれども、既に給食費は市の一般会計に組み入れておきまして、学校の会計ではなく、そういった意味では公会計化をしているところでございます。ただ、給食費の金融機関への口座振り替え依頼などの徴収や未納者の管理は学校、それから調定事務につきましては給食センター、そして督促状や催促状の発送は学校教育課の三者で行っており、効率的ではなく、また学校の負担を軽減するためにその事務

を学校から切り離して一本化できるよう、現在検討をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 5番目に移ります。

部活動の改善が必要ではないかと思えます。燃え尽き症候群とか、いろいろ勝利至上主義的な部活動は悪影響を与えています。それぞれの学校で子どもの成長を主眼に部活動のあり方について話し合うことが求められていますが、市教委として指導されるのかどうか、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 部活動への指導でございますけれども、本市の中学校における部活動は学習指導要領に示されている部活動の意味と留意点、それから配慮事項を踏まえながら活動しているところでございます。また、教職員の負担軽減等も考慮しながら実施されているものと考えております。今、話題に出ております行き過ぎた指導等があった場合につきましては、あるいは学習指導要領から逸脱するような活動があれば、これは当然市教委としては適宜指導してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 今回のガイドラインづくりは20年ぶりです。1996年にも中学校で週2回以上の休養日の設定、平日は長くて2、3時間以内と提案されていましたが、現場の対応はまちまちで負担は解消されていません。今回も来年出されますが、なぜ20年前のガイドラインが実行に移されなかったのか、各市教委、各学校での検討が必要であろうかと思えます。どのように実効性あるものにしていくのか、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） ガイドラインをどのように実効性あるものにしていくのかということにつきまして、お答えをさせていただきたいと思えます。

ガイドラインを実効性あるものにするためには、生徒の健やかでバランスのとれた心身の発達や成長に加え、教員の負担軽減にも配慮しつつ、学校組織全体での運営や指導の目標、方針の作成と共有を図っていかなければならないと思えます。また、そこで確認されたことにつきましては、保護者への説明等も必要かと思えます。外部指導者の活用、総合型地域スポーツクラブ等の地域スポーツとの連携といった、そういったことも必要ではな

いかなと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 実効性あるものにしようと思えば、いろいろな形の活用も必要だと思います。また、ゆとりを持って指導していけるということに対して、野洲市において高校の内申書に部活動の成績を出しているのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） ちょっと今の高校の内申書に記載されているかどうかについては、ちょっと私は確認をしておりませんので、ここでは申し上げることはできません。

少し反問をしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 先ほどの5点目、6点目のご質問でございますけれども、そういった実態が市内の中学校で見られているということを意図してご質問を下されたことだということで解釈してよろしいでしょうか。それとも全国的なことで質問されたんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 全国的なものです。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） ということは、野洲の実態を踏まえてということではないというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 先ほど言いましたように、長浜では長時間勤務の時間を公表されております。今さっき時間を把握しているというふうなことをおっしゃいましたけれども、そういったものも出していただきたいと思います。長浜では定時で帰って、6時から帰っているという人が26%とか、6時から7時という人が34%いるとか、8時以降の退勤の人が14%とかというふうな数字も出ておりますので、そういったことを一覧表で市内の教職員の实態をお示し願いたいと思います。そういうふうなことをいろんなところから出して判断をしていきたいと思いますので。

○議長（市木一郎君） 反問は2回までです。

○教育長（川端敏男君） 今の実態はお答えできますけれども、よろしいですか。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後 3 時 1 4 分 休憩）

（午後 3 時 1 5 分 再開）

○議長（市木一郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、先ほどの野並議員の長時間勤務の実態について、現在把握しているところにつきましては、報告をさせていただきたいと思います。

先ほど、長浜市の実態をお話しされましたけれども、野洲市におきましてもほとんど同じような傾向でございまして、6時半まで、午後の6時半でございましてけれども、約27%の先生方がお帰りで。それから、午後8時までは38%の先生がお帰りで。8時以降になりますと33%の先生がお帰りということになっております。お帰りというんでしょうか。それまで残っておられる方がそういう数字になってございまして、ほぼ3分の1ずつぐらいの実態になっております。少し幅がございまして、例えば8時までといっても7時に帰っておられる方もおいでになるということですので、そこら辺はご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） そうすると、やはり長浜が8時以降の退勤が14%ということですから、野洲の場合は33%ということですので、長時間勤務をされている方が多いなというふうに時間的には思いますね。ですから、具体的に野洲の実態というのを、だからもう一つ、有給休暇とか、そういうのも先ほど、私は言いましたので、これもまた言っていただければ、長浜の場合は平均小学校で8.7日、中学校で8.1日というような、そういう結果も出されておりますので、野洲市の状況がどうなのかということもお知らせ願いたいと思います。

次、中立の教育とはということでお尋ねをいたします。

今年7月9日の自民党公式サイトで「学校教育における政治的中立性についての実態調査」なるタイトルのページがありました。この中で自民党は「子どもたちを戦場に送るな」と主張し、中立性を逸脱した教育を行う先生がいると書き、偏向教育だとして通報させる密告のための入力フォームを設置いたしました。

原文を全部読みたいのですが、ちょっと時間がありませんので、最初だけにします。

党文部科学部会で、これ自民党ですよ、学校教育における政治的中立性の徹底的な確保等を求める提言を取りまとめ、不偏不党の教育を求めているところですが、教育現場の中には「教育の政治的中立はあり得ない」、あるいは「安保関連法は廃止すべき」と主張し、中立性を逸脱した教育を行う先生がいることも事実ということで、いろいろ書いてありまして、最後に、この中立性について実態調査を実施することにしましたということで、いつ、どこで、誰が、何を、どのようにということを書かれています、こういうインターネットでの密告フォームということが起こりました。これが余りにも騒ぎになりまして、自民党の閲覧ができなくなったりしました。

ここで問題なのが密告の仕組み、市民を監視させるという、戦前、戦中の体制と同じ発想であります。こういうことに対して、また18歳の選挙権を意識して中立性を求めています。また、自民党の選挙公約で「ジェンダーフリー教育、自虐史観偏向教育は行いません」とか「多くの教科書にいまだ自虐史観に立つ偏向した教科書検定制度を変える」と書かれています。

この点について、第1点目、質問します。戦後の憲法や教育基本法に基づく教育を野洲市としては続けられました。また、平和宣言をしているまちとして毎年平和パネル展なども行ってまいりましたし、平和の大切さ、恐ろしさ、尊さを呼びかけています。戦没者慰霊を追悼だけでなく、世界の恒久平和の実現のために野洲市の平和の集いというのもされております。こういった、心強い取り組みだと思えますが、このような取り組みは偏向教育なのでしょうか。市長と教育長の見解を求めます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の平和パネル展、あるいは平和の集いが偏向教育かどうかというご質問にお答えをいたします。

いずれも教育という観点ではなくて、平和の尊さを市民が共有する、あるいは戦没者を追悼しつつ、平和を誓うということで、教育という機能は否定しませんけども、活動、実践といったことだと思いますので、そういうことからしても、偏向教育という、そういう枠組みに入るものではないというふうに考えております。

お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、市長に引き続きまして、見解を述べさせていただきます。

平和な国家や社会を求めることは全ての国民の願いであろうと思います。戦争の悲惨さや平和の尊さを学び、世界平和の実現を願うこれらの取り組みにつきましては、これは偏向教育ではないと、そのように認識をしております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 2点目に移ります。

子どもたちを戦場に送るなということは、偏向教育なんでしょうか。71年前に終戦を迎えて、憲法が制定されて、多くの人がもうこれで戦場に子どもを送ることができなくなってよかったということでもあります。この子どもたちを戦場に送るなというのは不変であると考えますが、見解を求めます。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 2点目の子どもたちを戦場に送るなということは偏向教育かということについて、お答えをしたいと思います。

日本国憲法はその前文で、戦争の惨禍が起こることのないようにするという、国民の決意を示しております。第9条で基本的な原則の1つである平和主義、これは、いわゆる戦争の放棄でございますけれども、それをうたっております。したがって、子どもたちを戦場に送るなということは当然のことだと、そのように考えております。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 3点目、さらに18歳選挙権が始まります。中学校における政治教育は必要だと思います。ドイツでは小学校から政治教育が行われております。どの政党がどのような政策を出しているかは教える必要があるんじゃないでしょうか。政党を選ぶ選挙であります。どの政党が出しているかというのは必要であると思うんですが、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 3点目の中学校における政治教育は必要かというお尋ねにつきまして、お答えをさせていただきます。

18歳の選挙権が始まった今後につきましては、教育基本法第14条で、良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならないというふうにうたわれており、学校は政治的中立性を保ちながら、主権者教育を進めることが必要だと考えております。

この主権者教育におきましては、政治にはさまざまな意見があることを前提に、子ども同士が議論を交わしながら考えることが大切になるということは言うまでもありません。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 4点目の政府の見解だけを教えるというのは戦前、戦中の教育ではないかと思うんですが、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 4点目の質問にお答えをさせていただきます。

政府の見解だけを教えることは戦前、戦中の教育かどうかは別にしまして、教育基本法では学校は特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、その他政治活動をしてはならないと定められているところでございます。

したがって、授業を行う教師が政府の見解を取り上げるにしましても、その見解だけでなく、他の政党等の見解も提示をしまして、生徒が議論し、考える場を仕組むことが大切であろうと、そのように思います。もちろん教師はそれらの見解に対する個人的な主義とか主張を話すのは、これは避けるべきだと、そのように考えております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 当然そういった教育、こっちのこっちのこっちのこっちのというのを提示しながら議論をしていくという、そういうことは必要だというふうに思います。当然すべきこういうふうな教育に対して密告を求めるというやり方に対しての見解を求めたいと思います。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 5点目の質問にお答えをいたします。

お話の内容が密告に当たるのかどうかは判断しかねますので、これに対しての答弁は差し控えたいと思います。

野洲市の政治教育につきましては、先ほど述べましたように特定の政党、政策を指示するのではなく、いろいろな考えの違いを認め、その中で子どもたち自身が主体的に考えていく力を育てることが大切だと、そのように考えております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 最後に、自民党の政策にあったジェンダーフリー教育を行いませんとか行わせませんとか自虐史観の教科書検定制度を変えるという問題に対しての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 6点目のジェンダーフリーとか、あるいは自虐史観教科書検定等についてのご質問にお答えをしたいと思います。

ジェンダーフリーや自虐史観の考えにはいろいろな解釈がなされておりますので、一方的に賛成、賛同、または反対をする立場ではございません。市の教育委員会では、ジェンダーフリーに関して言えば、性の違いを認め、性の尊重を大切にする一方で、性別に捉われない自分らしさも大切にしたい教育を進めたいと、そのように考えております。

歴史教育につきましては、一方的な立場からの視点だけではなく、複数の視点や立場から見ていくことも大切にした教育をする必要があるかと思っております。

なお、教科書検定制度の是非につきましては、これは私が答える立場にはございませんので、お答えできません。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 教科書の問題もいろいろな教科書がありますので、ぜひいろんな方面からの検討をしていただきたいと思います。

先ほど密告の部分で差し控えるということと言われたんですけども、そのことがもう既に今年に入って、名古屋でそういうふうな先生が自民党と公明党が3分の2を獲得したら改憲の手続が通ることも可能になると、そうすると戦争になったとき行くことになるかもしれないという発言をされて、これが保護者から教育委員会に入りまして、その後、先生が誤解を与えたと言うて謝罪をされているんです。こういうふうなことが野洲でも起こったらどういうふうな教育委員会は判断をされますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） まず、野洲では起こらないというふうに私は考えておりますので、起こった場合はこれはきちっと指導していかなければならないというふうに思います。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 先生に対して指導なのでしょうか。どういうふうな形のどういう

指導という形になるのでしょうか。私は3分の2になって憲法を改正することが可能になると、そしたら戦争に行かんらんとというのは、これはもう事実やと思うんですけどね。どこにどう。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 誰に指導するのかということでしょうか。それとも……。

○7番（野並享子君） 誰に。

○教育長（川端敏男君） 先ほど申しあげましたようにそういった考えもあるし、こういう考えもあるしと、いろんな考えの中で当然授業は進められるものと思っておりますので、ある偏った考えだけの授業については、これは望ましくないと。授業をした教師に対して、やはり指導はしないといけないと、そのように思います。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第11号、第10番、上杵種雄議員。

○10番（上杵種雄君） 第10番、上杵種雄です。

質問に関連しますので、一言申し上げます。このたびの北日本を中心した5つの台風で被災された方々にお見舞いを申し上げます。また、台風12号が接近しているようで心配されます。災害のないように祈っております。

それでは、質問に入ります。

1番目の質問、「防災4.0」未来構想プロジェクトの取り組みについて、お尋ねします。

自然災害に関して、気候変動に起因すると考えられる激甚化の問題が深刻になってきています。内閣府は、「防災4.0」と名付け、地球温暖化など、気候変動に関する科学的な知見をもとに、今後の激甚化が予想される災害の様相を描き出す取り組みに着手、それから生じる災害リスクを検証し、対策の提言を行うことを目指しています。

近年、降水強度の増加、強い台風の増加、豪雨の高頻度化といった気候変動がもたらす災害の激甚化が新たな局面であると考えられます。経済、社会活動の国際化、超少子高齢化といった社会環境の変化とあわせての対応について、次の3つの柱の提言がされております。1つは、住民・地域における備え、企業における備え、情報通信技術の活用、これに対して、本市の取り組みの方向性を問います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 上杵議員の「防災4.0」未来構想プロジェクトの取り組みについて、ご質問にお答えいたします。

昨今の大規模災害は議員がご心配されますとおり、気候変動の影響を受けまして、規模

の大きい台風の発生、局地的な集中豪雨の発生、また発生が危惧される東南海地震など、我々の備えを常に見直し、対応することが必要と考えております。

ご質問の本年6月になされました「防災4.0」未来構想プロジェクト有識者提言は、今後の防災の取り組みの方向性を示すものとして非常に有効なものであると考えております。この提言に基づきまして、住民参画のモデル事業などが国において実施される予定と聞き及んでおりますけれども、本市が現在取り組みを行っている防災対策とは別にまた新たな方向性が示され、取り入れる必要があると判断を行った場合は、本市の取り組みの方向性として防災計画を見直したり、あるいは具体的な取り組みを検討したり、このようなことをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 上杵議員。

○10番（上杵種雄君） それでは、防災4.0、防災3.0、防災2.0、防災1.0について、認識があればお答え願いたいと思います。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後3時37分 休憩）

（午後3時40分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上杵議員。

○10番（上杵種雄君） 何か手違いのようでしたので、2問目の質問を行います。

地域区分の随時見直しについて。将来を見据えた都市計画を機動的、弾力的に活用する必要があると思われませんが、本市における地区区分の随時見直しの方針について、問います。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、上杵議員の区域区分の随時見直しについての第1点目でございますが、野洲市における区域区分の随時見直しの方針について、お答えをいたします。

区域区分の見直しにつきましては、最終滋賀県が決定するものでございまして、滋賀県が随時見直しの方針を定められてございます。この方針について随時見直しをする条件が列記されてございまして、まず広域的な利活用の見込める良好な都市基盤に資するもので、公的関与の計画であること、総合計画や都市計画マスタープラン等に位置付けされている

こと、計画的整備を行うにあたり、市街地開発事業または地区計画の決定が可能であること、定期見直しの時期までに待つことのできない特別の理由があることといった、全ての条件を満たす必要がございます。

本市としましては、大津湖南都市計画の定期見直しでは間に合わない特別な理由がある場合につきましては、滋賀県の方針に基づきまして、関係機関と調整した上で可能であれば随時見直しの申し出を行う方針でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（市木一郎君） 上杵議員。

○10番（上杵種雄君） 次に、地区区分の見直しと都市計画の関連性についての方針について、問います。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、上杵議員の2点目でございますが、区域区分の見直しと地区計画の関連性についての方針について、お答えをいたします。

滋賀県が定めた方針の中で、見直しの際は、市街地開発事業または地区計画の決定が可能である区域となっております。このことから、区域区分を見直す際には地区計画等の具体的な計画を策定しまして、計画的な整備を行っていく方針でございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 上杵議員。

○10番（上杵種雄君） 地区計画の方針の変更ということができるということでございますが、例えば市街化調整区域から市街化区域へ編入するというのは容易な形かと思いますが、市街化区域から市街化調整区域の逆編入ということもあり得るものですか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、上杵議員の再質問でございますが、市街化区域から市街化調整区域への逆編入についての可能性についてのご質問でございますが、野洲市につきましては、湖南6市の中でも特に市街化区域率が12.7%と非常に狭小でございます。住みたいまち、住み続けたいまちというまちづくりを進めていくためにも、市街化区域の拡大に向けて現在動こうとしているところでございます。そのような中、さらに市街化区域の面積を狭めるというようなことは、今現在、想定はしてございません。しかし、将来的に検討しなければならない事案も出てくる可能性はゼロではないと、このように考えてございますので、最後にそれだけは申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 上杵議員。

○10番（上杵種雄君） 終わります。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第12号、第2番、北村五十鈴議員。

○2番（北村五十鈴君） 第2番、北村五十鈴です。

大きく2つお伺いします。

1つ目は、歯のフッ化物洗口実施に向けてお伺いしたいと思います。

健康で長生きする健康寿命、おいしく食事をしたり、会話を楽しむには歯の健康は欠かせません。自分の歯でよくかむことは脳の老化や寝たきりの予防にもつながります。そこで、国はいつまでも健康で生き生きとした生活を送るため、健康日本21で、80歳で20本以上の自分の歯を保つという、8020運動を推進してきました。滋賀県でも歯科保健計画「歯つらつしが21」のでフッ化物洗口実施施設数の増加とフッ化物洗口に取り組む市町の増加を目標として、集団でのフッ化物洗口の普及を推進してきました。

では、この歯を失う原因ですが、約半数は虫歯であり、子どものころの虫歯予防が8020を達成するための第一歩だと言われています。虫歯は口の中にいる細菌が糖を利用して歯垢をつくり、その中で発生した酸が歯を溶かすことにより生じます。このため、虫歯予防として我が国でも過去からいろんな予防活動が行われてきました。しかし、諸外国に比べ、虫歯、特に永久歯の虫歯予防が進展しない理由として、我が国での虫歯予防方法は砂糖の摂取制限と歯垢の除去に偏り過ぎたためだとも言われています。甘いものを避けよう、控えよう、食べたらすぐ歯を磨こうなどとする指導が長年にわたり行われてきました。しかし、歯磨きは細菌には効果がありますが、歯の質を高め、強くすることはできません。もちろんしっかりした歯磨きが基本で、健診も大切なのですが、この3つ目の要素、歯の質の強化にフッ素が有効だと実証されました。

虫歯は酸によって歯の表面であるエナメル質が低下すると脱灰が起こります。また一方で、酸性度が中性域に戻ると再石灰化が起こります。そこで、特に永久歯はおよそ4、5歳から小中学生のころに生え替わるため、その時期にしっかり予防しておくことが大切だということもわかってきました。

フッ素は自然環境に広く分布している元素の1つです。地殻にある約90の元素中、多い方から17番目で、地中はもとより海水、琵琶湖水にも含まれており、私たちが食べたり飲んだりするものの中には量は異なるものの必ずと言っていいほど含まれている安全な

元素です。

フッ化物洗口は、フッ化物水溶液を用いてぶくぶくうがいを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させる方法です。簡単で費用も安く、比較的高い効果が得られます。滋賀県下では現在、8市町が実施しており、先進地はお隣の守山市、今年で19年目になり、効果がある実績も数字で残しておられます。

フッ化物洗口法には、毎日法、週5日法と週1回法があります。保育所、幼稚園では毎日法、小中学校では週1回法が標準的です。使用薬剤は市販されているフッ化物洗口剤ミラノール、オラブリスを用います。学校歯科医の指示により、園、学校の担当職員が洗口液を調製できます。

最新の報告によれば、フッ化物洗口による虫歯予防効果は約40から60%であり、虫歯をほぼ半減できる効果があり、滋賀県でも平成26年度中学校1年生の1人平均虫歯数においてフッ化物洗口を実施している市町とその他の市町を比較しても、全国と同様、52%の虫歯抑制率を示しています。

市販の洗口液を使用した場合、年間に要する費用は1人約150円ですから、その後の虫歯治療費と比較しても費用対効果は約8倍になると言われています。

また、フッ化物洗口事業を学校、園で実施するメリットとしては、学校生活においては教師の支援のもと、決まった時間にみんなと一緒に洗口することになり、子どもたちにとっては小さな努力で継続でき、地域の子どもたち全員がフッ化物による虫歯予防の恩恵を平等に受けることができます。

また、子どもの健康は地域社会の責任と考え、自治体における保健行政の施策として位置付けることができると共に、行政予算の支援で個人の金銭的負担も少なくすることができます。そのことにより、全ての子どもたちに虫歯予防の機会を設けることができます。

野洲歯科医師会に取材に伺いましたが、推奨しているとのことでした。

それでは、以下の質問を教育長にお伺いいたします。

フッ化物洗口に対する本市の現状、認識をお伺いします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、北村議員のフッ化物洗口ぶくぶくの実施に向けての1問目でございます。

フッ化物洗口に対する本市の現状、認識について、お答えをさせていただきます。

本市では、フッ化物洗口を実施している学校園は現在のところございません。平成15

年に厚労省が各都道府県知事に対して、「フッ化物洗口ガイドラインについて」を配布し、フッ化物洗口が虫歯予防対策として効果的であること、また適正な摂取量で実施した上での安全性が世界の専門機関に認められていることなどを示し、フッ化物洗口を推奨したことは認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 8020運動が生まれたのが平成元年でした。当時の実績は7%、80歳で自分の歯の平均は4、5本。それから、近い実績では平成19年で25%、4人に1人が達成しており、平均では8本。目標は平成35年で50%だと言われています。

本市でも、国の健康日本21の地方計画として、平成20年から平成29年の10年計画として、ほほえみやす21健康プランがあります。その中でも第4章、私たちの取り組みの中で歯は健康の入り口と捉えて歯に意識を持つことの大切さを示しています。

そこで、滋賀県歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例第14条にも保育所、幼稚園、小学校、中学校等におけるフッ化物洗口の普及に関する効果的な取り組みの推進のために必要な措置を講ずるものとありますが、本市での対応をお聞かせ下さい。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

滋賀県歯および口腔の健康づくりの推進に関する条例の第14条におきまして、学校における歯科疾患等の予防の推進をうたっているのは承知をしているところでございます。

本市の学校におきましては、丁寧な歯磨きを習慣化できるよう、歯磨き指導の一層の充実に努めております。現在歯科衛生士を講師に依頼した歯磨き指導や委員会活動で歯磨き習慣を設定して意識の高揚に努めるなど、子どもたちが歯磨きの大切さを認識し、習慣化できることを目標としております。また、歯及び口腔の健康づくりのためには、甘味料のとり方に気を付けることやよくかんで食べることも重要ですので、食育や保健学習においてもあわせて指導をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 草津市でも平成24年度よりフッ化物洗口に取り組みられました。そのときの課題にどんなことが実際あったのかをお聞きしてきました。中でも保護者の方に対する安全の説明に時間をかけたとのことでした。そのために、まずは担当職員や教員

のフッ化物に対する研修や勉強会から始めたアドバイスをいただきました。県教育委員会でも幼稚園、小学校、中学校等においてフッ化物洗口を実施する場合には学校保健安全法第5条による学校保健計画、またはこれに準ずる計画に位置付けて実施するように助言とあります。この観点からも、本市でもまずはフッ化物洗口の学習会も必要ではないかと考えますが、実施予定や計画等がありましたら、お聞かせ下さい。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、3点目の教職員研修等の実施計画についてのお尋ねにお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、学校におきましては、歯磨き指導の充実を優先的に取り組んでいるためにフッ化物洗口の実施についての計画はございません。したがって、教員の研修などの実施予定は現在ございません。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） フッ化物洗口先進地の守山市ではすばらしい数字も残しておられますが、守山市は対象が小学校までとなっており、現在中学校までの延長を市民の方が署名運動もされております。それは虫歯の数が6年生でやめてしまうと中学3年では3倍にふえてしまうという残念な結果がわかってきたからです。やはり、4歳から14歳まで継続が大切だとわかります。でも本当のフッ化物洗口の効果が表れるのは70年、80年先になりますが、2100年の野洲市も必ず来ます。くしくも現在本市ではほほえみやす21健康プランの検証時期でもあります。それに口の中、歯も舌も認知症予防に影響することもわかってきています。重ねて歯が健康な高齢者の年間医療費は18万の差があるともわかってきました。余計なお世話ですが、年間1人150円、野洲市の4歳から14歳まで全員の子どもたちがぶくぶくうがいに必要な年間予算は約100万円になります。

最後にお伺いします。効果の結果は遠い先の長い話になりますが、本市もまずは議論からでもモデル校からでもフッ化物洗口に取り組んでいただきたいと切に願いますが、方向性をお聞かせ下さい。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 4点目のモデル校からフッ化物洗口に取り組むなど、本市の方向性とはということについて、お答えをさせていただきます。

私ごとになりますけれども、実は私も歯科医師の処方によりまして、しかもそれに同意

をした上、フッ化物洗口をやっております。ですから、その有効性につきましては、否定はしませんけれども、このフッ化物洗口の集団実施につきましては、これは十分な検討が必要な点が多く、現在モデル校での実施計画までは至っていないのが現状でございます。ただ、できることといたしましては、学校保健委員会というのがございます。ここには学校医、そして歯科医師、あるいは薬剤師の方、さらには保護者の代表の方もおいでになるわけですが、そういった学校保健委員会の中で話題に、今のようなフッ化物洗口も話題にさせていただきながらできる学校、あるいはできる家庭からやっていっていただくようなことは進めていきたいなど、そんなふうには考えております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） ありがとうございます。

次に、5歳児健診について、お伺いいたします。

5歳児健診、まだ余り聞き慣れない健診だと思われる方も多いと思います。健診といえば、1歳半健診、3歳半健診等の乳幼児健診は母子保健法で定められた健診であり、全国の全ての市町村で実施されています。それに比べて、5歳児健診は認知度の高い健診ではなく、まだ実施していない自治体も多いのが現状です。しかし、今、5歳児健診を実施する市町が増加しています。

では、なぜ5歳児健診が必要なのでしょう。それは3歳児健診から就学時健診までの空白の期間に発達障がいの可能性に気づき、必要な支援を受けることで就学後のスムーズな学校生活につなげるためです。3歳までの健診では集団行動において問題点は明らかにされにくいのですが、5歳児は保育所、幼稚園で集団生活を受けているため、それまで明らかにならなかった軽度の発達上の問題、社会性の発達における問題が明らかになり、就学前にそれらの児童を発見し、就学後の不適応をなくすための支援を行うのが5歳児健診の目的であると言われております。

既に実施されている市町ではまず5歳を迎える子どものいる全世帯に発達の指標をチェックするリストが送られます。5歳児健診は全ての5歳児を対象として、保健センターなどで健診を受ける方法と園や幼稚園などに専門家が出向いて行う出前集団健診があります。しかし、本市ではこの発達障がいについては早くから先駆けて取り組んでいただいております、手厚い支援も実施されております。

ですから、今回の質問は現在取り組んでいただいている事業に対する要望や改善ではあ

りません。現場の声をお聞きしても、発達支援センターが中心に園と連携して、しっかりボールは保護者に投げさせていただいております。しかし、投げさせていただくボールは気になった児童だけになります。また、園が深く指摘しづらい状況があるのも現実で、それには保護者の気付きがとても重要になってきます。しかし、核家族化や少子化から少ない経験の中、うちの子だけが基準になっていれば、気付きにくいことも考えられます。また、障がいという言葉を重ねる感じ、子どもに疑問を感じてもまだ小さいからと考えてしまう場合も少なくないのではないのでしょうか。

発達障がいと診断された児童のうち、半数以上は3歳健診では何の問題も指摘されていませんでした。しかし、一見普通の他の子と区別が付かないけれど、ちょっと気になる子とか、1対1だと問題ないのだけれど、集団の場になると目立ってしまう子といった知的障がいのない発達障がい児、つまり知的発達の遅れなどが無いために見た目も能力も定型発達の子もほとんど変わらないので、逆にそのために発達の問題から出てくる行動をわがままとかしつけがなっていないととられてしまうことが多く、かえって問題が複雑になり、適切な支援を受けることができていないこともあります。

厚生労働省から「軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアル」が出され、発達障害支援法が平成17年度に施行され、平成19年度より小中学校で特別支援教育が本格始動するなど、行政サイドとしての取り組みも次々に行われています。本市も指針に沿って丁寧な対応がなされています。しかし、行政サイドの取り組みは大きく進んでも保護者は今でも受け身です。世間体や家族の理解は行政と両輪で進んでいないのも現実です。5歳児健診で送られてきたリストで他の5歳児を知り、就学までの2年間で専門家からの指導を通じて保護者の考え方も変わり、子どもの生活習慣が改められ、子どもの情緒が安定し、成長が見られた場合も多いようです。全ての児童が自己肯定感を持ち、その子どもなりの個性、能力を十分に発揮し、楽しく学校生活を送り、将来全ての子どもが豊かな社会生活を送ることができるようになるスタートラインを整備することができるのも5歳児健診だと考えます。

滋賀県では5歳児健診を実施している市町はまだありません。だから、多分答弁でもモデルがないからと言われることも想像できます。しかし、いいことなら本市から始めてもいいのではありませんか。それに野洲市は課や担当をまたいで市民のために協力するというすばらしい土壌があります。ただ、私の提案は全ての5歳児に送信するチェックリストを園や発達支援センターからではなく、赤ちゃんのときから絶対的な信頼関係のできてい

る保健センターからなら保護者も受け入れやすく、有効な呼びかけにつながると考えました。全ての5歳児にリストが送られることにより、5歳児全ての保護者や家族が発達障がいを知り、向き合い、間違った知識の改善と開かれた理解が我が子にも我が子でない全ての子どもたちに対しても生まれるきっかけになると考えます。誰が気付くのかではなく、誰が気付いてあげられるのか、子どもたちの未来の幸せが私たち大人のやわらかな頭にかかっていると考えます。

そこで、以下のことを健康福祉部長にお伺いいたします。

本市の現状での発達障がい児への気付きの仕組みをお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、北村議員の5歳児健診の実施について、1つ目の質問であります市の現状での発達障がい児への気付きの仕組みについて、お答えをいたします。

本市では、健康推進課で実施いたします乳幼児健診、これは4カ月児健診、10カ月児健診、1歳6カ月児健診、2歳6カ月児健診、3歳6カ月児健診でございますが、この他、健やか相談などの育児相談や家庭訪問などで発達障がいの疑いのある児童を早期に発見し、発達支援センターの発達相談につないで、発達検査と保護者相談を行っております。

また、保育園、幼稚園では園の集団生活での様子等から発達障がいの疑いのある児童を早期に発見し、発達支援センターが各園へ出向いて実施いたします巡回発達相談につなげます。園での様子を観察した後、発達検査と保護者相談を行っております。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 今も答弁いただきましたように、本市では園と発達支援センターや専門家が連携して手厚い支援が行われています。

そこで、3歳児半健診から就学時健診の間、空白の2年間、発達障がいに対する現状の支援や対応について、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、お答えをいたします。

園での巡回発達相談では、審理判定員による発達検査の結果説明と助言によりまして、保護者と園職員が共に本人の発達段階や障がい特性について正しく理解し、本人に合った適切な育児や保育ができるよう、支援をしています。巡回発達相談の結果から、早期療育

が必要な児童に対しましては、発達支援センターで実施しております療育教室、これは早期療育通園事業にここに教室がございますが、この利用につなげまして、専門的な療育による本人支援と保護者支援を行うと共に、園との連携を通じて園職員の力量の向上への支援を行っております。園での集団生活に適応しにくい児童に対しましては、発達支援センターの訪問支援員による保育所等訪問支援事業を実施し、集団生活適応のための支援方法の指導、助言を行っております。また、園では専門家による指導や研修などを通して、専門的な知識、あるいは技術を習得し、児童への専門性の高い支援に努めております。

学校教育課では、就学前における特別な教育的ニーズのある児童につきまして、園の保育現場で適切な支援が実践できるよう、特別支援教育に関する専門家による園への巡回相談事業がございますが、を実施してございます。さらに、園では個別の支援が必要な児童に対しまして個別の指導計画を保護者と共に作成いたしまして、個々の特性に応じた一貫した支援を実施しており、必要に応じて職員の加配措置などを行ってございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 5歳児健診になりますと、教育委員会の事業として行うより保護者の理解が一番だと考えますので、先ほどもありましたように、保健センターからのお知らせが重要だと私は考えました。保健センターとの連携は可能でしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） まず、連携の可能性といった意味からでございますが、先ほどお答えさせていただきました事業については、さまざまな早期発見、早期支援の取り組みについては、健康推進課、発達支援センター、あるいはこども課、学校教育課、部門を超えて連携しながら進めておりますので、部局間の連携は当然のことというふうを考えてございます。

ただ、この今回のご提案でということでございますが、こちらについては先ほど3歳というところで集団生活という部分がございますが、本市についてはほとんど就学前に保育園、幼稚園に行っておられる現状でございますが、年間1名、もしくは2名ぐらいが未就園というような状況になっているところでございます。こういった、この違いを3歳児になって初めて違いが出てくる場として、早期に発見していくためにはその保育園、幼稚園を場として、発見をして療育につないでいくということが一番適当であるというふうを考えてございますので、その辺、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 今回質問の5歳児健診ですが、私も今年5月まで知りませんでした。市内の高校生のお子さんをお持ちのお母さんから「中学生になってから発達障がいと言われ、小さいときからのもしかしたらと誰にも言えずに悩み続けてきた日々がやっと晴れた。でも大変だったのは私だけではなく、きっと子どもで、かわいそうなことをした。少し違っていたので、いじめにも遭い、学校もよく休み、だんだん学習にも付いていけず、今は支援のある遠い私立の高校に通わせている」と言っておられました。気付いていたのに自分からは動けなかったそうです。

私はそれから少しだけ発達障がいを勉強して、専門の方と話すうち、5歳児健診を知りました。上手には言えませんが、5歳児健診は他の健診とは違い、認知症と近いところがあって、障がいのない児童や保護者の理解のためにもあるのではないかと思うようになりました。そして、もう一つこれが正解という5歳児健診はなく、それぞれの土壌や地域、環境に合った形でいいのだということも思いました。

早期発見、早期療育が大切な発達障がいです。いじめや不登校、学習の遅れがいずれ就職にも影響して貧困を生んでいく、その連鎖を断ち切るためにもいろんな気付きのチャンスと現実と向き合う勇気とそれを支え合う周りの温かい理解が必要で、全ての子どもたちの人権が守られる、そんな優しいまち野洲になればと思っております。

では最後に、現在の5歳児健診に対する本市の考え方及び方向性があればお聞かせ下さい。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、5歳児健診に対する市の考え方、及び方向性につきまして、お答えをいたします。

発達障がいは早期発見とその特性に合わせた早期からの適切な支援が重要であると考えております。先に述べましたように、発達障がいの早期発見について、3歳6カ月までは乳幼児健診等で、集団生活を始める3歳児から5歳児までの期間については園で行い、発達相談や巡回発達相談につないでいるというのが実情でございます。

平成27年度の相談実績を申し上げますと、ゼロ歳児から5歳児までの間に新規に発達相談や巡回相談を受けられた人数というのは101人でございます。その内訳でございますが、3歳6カ月児健診までに発見され、発達相談につながったのは77人、大体パーセ

ンテージで76.2%ということになります。入園後3歳児から5歳児の間につながったのが24人で、パーセンテージでは23.8%という結果でございました。

こうした年齢に応じた発達相談の支援の取り組みによりまして、発達障がいの疑いのある児童については、各年齢で適切に早期発見と早期支援につながっており、大きな課題があるものとは認識してございません。したがって、5歳児健診の実施については、考えていないところでございます。

今後につきましても、現行の発達支援システムにより、発達障がいの疑いのある児童の早期発見と早期支援に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） ありがとうございます。どちらかといえば、5歳児健診は発達障がいの児童を見付けるためというよりも、保護者の理解とか周りに発達障がいを知っていただくためにも有効だと考えますので、またできましたら、検討いただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（市木一郎君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明3日から9月15日までの13日間は休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、明3日から9月15日までの13日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来たる9月16日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。（午後4時17分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成28年9月2日

野洲市議会議長 市 木 一 郎

署 名 議 員 鈴 木 市 朗

署 名 議 員 矢 野 隆 行